

令和 7 年第 2 回定例会

長野原町議会会議録

令和 7 年 6 月 3 日 開会

令和 7 年 6 月 13 日 閉会

長野原町議会

令和七年 第二回〔六月〕定例会

長野県原町議会会議録

令和七年 第二回〔六月〕定例会

長野県原町議会会議録

令和七年 第二回〔六月〕定例会

長野県原町議会会議録

令和7年6月第2回長野原町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月3日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告	6
○行政報告	8
○請願・陳情の付託	10
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○追加日程第1 発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第8号～議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	44

○散会について	4 9
○散会の宣告	4 9

第 2 号 (6月13日)

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 1
○出席議員	5 1
○欠席議員	5 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 1
○職務のため出席した者の職氏名	5 2
○議長挨拶	5 3
○町長挨拶	5 3
○開議の宣告	5 4
○議事日程の報告	5 4
○諸報告	5 4
○委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について	5 7
○議員派遣について	5 7
○一般質問	5 8
杉崎能久君	5 8
星河明彦君	6 9
萩原広美君	8 0
富澤重男君	8 4
浅沼克行君	8 9
牧山明君	9 6
湯本宗一君	1 0 1
○閉会の宣告	1 0 7
○署名議員	1 0 9

長野原町告示第 1 1 8 号

令和 7 年 6 月第 2 回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 2 2 日

長野原町長 萩 原 睦 男

1 招集期日 令和 7 年 6 月 3 日

2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（１０名）

１番 杉 崎 能 久 君
３番 土 屋 匡 君
５番 星 河 明 彦 君
７番 入 澤 信 夫 君
９番 浅 沼 克 行 君

２番 湯 本 宗 一 君
４番 萩 原 広 美 君
６番 富 澤 重 男 君
８番 黒 岩 巧 君
１０番 牧 山 明 君

不応招議員（なし）

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和7年6月第2回長野原町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和7年6月3日（火曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 行政報告

報告第 1号 令和6年度長野原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 2号 令和6年度長野原町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 3号 令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 5 請願・陳情の付託

第 6 発議第 1号 長野原町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について

追加日程第1 発議第2号 議長不信任及び議長の辞職を求める決議について

第 7 議案第 1号 財産の取得について（除雪ドーザーの購入）

第 8 議案第 2号 長野原町と中之条町との間における教育に係る事務の委託に関する協議について

第 9 議案第 3号 長野原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について

第10 議案第 4号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

第11 議案第 5号 長野原町へき地診療所設置条例の一部を改正する条例制定について

第12 議案第 6号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について

第13 議案第 7号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第1号）について

第14 議案第 8号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

第15 議案第 9号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第1号）について

第16 議案第10号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

2番	湯本宗一君	3番	土屋匡君
4番	萩原広美君	5番	星河明彦君
6番	富澤重男君	7番	入澤信夫君
8番	黒岩巧君	9番	浅沼克行君
10番	牧山明君		

欠席議員（1名）

1番	杉崎能久君
----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	梶野寛丈君
教育長	小林敦子君	総務課長	唐澤正人君
未来ビジョン 推進課長	佐藤忍君	町民生活課長	中島淳君
健康福祉課長	野村一義君	税務会計課長	土屋猛君
農林課長	佐藤信利君	建設課長	清水洋介君
上下水道課長	篠原博信君	教育課長	萩原喜隆君
会計管理者	矢野今朝治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	本田昌也	書記	高橋里香
------	------	----	------

開会 午前10時45分

◎開会の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は9名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和7年6月第2回長野原町議会定例会を開会します。

なお、本議会定例会の開催にあたり、1番、杉崎能久君より、会議規則第2条の規定に基づく欠席届が提出されておりますので、報告します。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において10番、牧山明君、2番、湯本宗一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る5月22日開催の議会運営委員会において協議の結果、最終日を13日に予定したところです。会期は、本日から13日までの11日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は、配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、諸報告は、議会運営委員会、産業建設常任委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、浅沼克行君。

〔議会運営委員長 浅沼克行君 登壇〕

○議会運営委員長（浅沼克行君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので報告いたします。

記

1. 委員会開催日時 令和7年5月22日（木）午前10時より

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協議事項

（1）6月議会定例会の日程について

会期 6月3日から13日、会期11日間。

初日6月3日（火）、最終日6月13日（金）とした。

（2）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日6月3日（火）、本会議前）

（3）議事日程及び会期日程表、提出案件について

議事日程及び会期日程表、提出案件、提案のとおり了承した。

(4) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(5) 請願・陳情、委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について

文書表のとおり了承した。また、議長へ申し出ることとした。

(6) その他

1) 当面の行事予定等について

予定表のとおり了承した。

2) 令和7年9月議会定例会の開催について

・議会運営委員会 令和7年8月22日(金)

・9月議会定例会 令和7年9月4日(木)から9月18日(木)とした。

3) その他

特になし。

4. 閉 会 (午前11時20分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終結します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、牧山明君。

〔産業建設常任委員長 牧山 明君 登壇〕

○産業建設常任委員長(牧山 明君) 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託された調査事件について、調査の結果を報告します。

1. 調査事件 令和7年 受理番号1号 補助金増額について

2. 調査期日 令和7年4月30日(水) 午後1時30分

3. 参 加 者 ご覧いただきたいと思います。

4. 調査の経過

令和7年4月30日、長野原観光協会の事務委託を受託している長野原町商工会 小林弘氏に長野原観光協会運営費補助金の支出事由等について説明を受け、質疑を行いました。

5. 調査の結果及び意見

①～⑤については、後ほどご確認ください。

①、②、④、⑤の内容が、観光協会運営費補助金に対する増額をお願いする旨に至った経緯であり、長野原観光協会運営費補助金について、増額しないこととしたい。ただし、④のような長野原観光協会が事業実施するイベント等に対する補助については、長野原町補助金等適正化指針等と照らし合わせ、事業費補助金交付を町には検討していただきたい。

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 産業建設常任委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終結します。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたので、ご覧いただきたいと思います。

最後に、議会活動報告及び行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

◎行政報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、行政報告であります。

報告第1号 令和6年度長野原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 報告第1号 令和6年度長野原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、本年3月議会においてご議決いただきました繰越明許費であります。

繰り越した事業は、総務費で価格高騰重点支援事業ほか3事業、民生費で住民税非課税世帯支援給付金事業でございます。

事業の年度内完了が困難であることから、繰越しの承認を受けたもので、翌年度への繰越額は合計で8,369万2,000円でございます。

当該繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告申し上げます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 報告が終了したので、特に質問がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質問がないようですので、報告第1号は報告のとおり了承いただきましたと思います。

報告第2号 令和6年度長野原町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 報告第2号 令和6年度長野原町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画について管理者より町へ報告した繰越明許費であります。

繰り越した事業は、中部簡易水道事業の設計等業務委託費2事業及び工事請負費、北軽井沢簡易水道事業では、水道量水器法定交換工事費2事業でございます。

事業の年度内完了が困難であることから、翌年度へ1,338万4,800円を明許繰越しするものでございます。

当該繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、地方公営企業法第26条の規定により報告いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（黒岩 巧君） 報告が終了したので、特に質問がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質問がないようですので、報告第2号は報告のとおり了承いただきたいと思います。

報告第3号 令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 報告第3号 令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画について管理者より町へ報告した繰越明許費でございます。

繰り越した事業は、浅間高原水道事業資本的支出建設改良費の浅間第1水源電気室改修工事でございます。

事業の年度内完了が困難であることから、翌年度へ4,015万円を繰越明許するものでございます。

当該繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、地方公営企業法第26条の規定により報告いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 報告が終了したので、特に質問がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質問がないようですので、報告第3号は報告のとおり了承いただきたいと思います。

◎請願・陳情の付託

○議長（黒岩 巧君） 日程第5、請願・陳情等の付託であります。

請願・陳情等の付託は、5月20日までに受付された6件であります。配付文書表のとおり

所管の常任委員会に付託しますので、審査をお願いします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第6、発議第1号 長野原町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

初めに、提出者から趣旨説明を求めます。

9番、浅沼克行君。

〔9番 浅沼克行君 登壇〕

○9番（浅沼克行君） 議長の指名により、発議第1号についての趣旨説明を行います。

社会情勢の変化に対応するとともに住民に開かれた議会の実現を図る観点及び所要の規定の整備のため、改めるものです。

主な改正点は、標準傍聴規則に合わせて、文中の文言調整、規定ぶりの見直しなどするものです。

以上、提案趣旨説明といたします。ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 続いて、賛成者を代表して賛成意見を求めます。

3番、土屋匡君。

〔3番 土屋 匡君 登壇〕

○3番（土屋 匡君） 議長の指名により、発議第1号の賛成者を代表し、賛成意見を述べます。

ただいま提出者の説明のとおり、趣旨に賛同するものであります。よろしくご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○10番（牧山 明君） 議長。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） ここで、議長不信任及び議長の辞職を求める決議についての動議を提出いたします。

○議長（黒岩 巧君） ただいま、10番、牧山明君から、議長不信任及び議長の辞職を求める決議についての動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がいますので、成立します。ここで、議案の準備のため、暫時休憩とします。

11時10分に再開します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時07分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） お手元に配付のとおり、この動議は会議規則第15条の規定により、成立要件を満たしております。

お諮りします。この際、日程に追加し、追加日程第1 発議第2号 議長不信任及び議長の辞職を求める決議についてを日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

追加日程第1 発議第2号 議長不信任及び議長の辞職を求める決議についてを議題とし

ます。

本件は、私の一身上に関するものであります。

地方自治法第117条の規定により、退場いたします。

入澤副議長、議長席へ移動をお願いします。

〔議長 黒岩 巧君 退場〕

〔副議長 入澤信夫君 議長席へ〕

○副議長（入澤信夫君） 地方自治法第106条の規定により、議長の職務を執らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は7名です。

提出者の10番、牧山明君から提案理由の説明をお願いいたします。

10番、牧山明君。

〔10番 牧山 明君 登壇〕

○10番（牧山 明君） 議長の指名をいただきましたので、動議についての提案理由の説明をさせていただきます。

議長不信任及び議長の辞職を求める決議。

2年前選挙改選後の初議会で、他の議員の推挙を得て議長に就任したのにもかかわらず、長野原町議会の重要な申し合わせで議長副議長は2年を任期としてきた慣例を皆に相談することなく、本年4月23日の議員懇談会の席上で自分の都合のいい解釈で突如無視して議長の職に居座っているのは最大の裏切りであり、信用できない。適任の議長でなくなった以上、速やかに辞職を求めるものです。

SNS上で、整合性がどうのこうのということを拡散しているようですが、選挙をすれば再選されないかもしれないという理由で、慣例を無視し、選挙を行うことを拒否し、居座ることをする人に整合性を語る資格はないと考えています。

以上、提案理由とさせていただきます。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（入澤信夫君） 提案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） なければ、質疑を終結しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 続いて、討論を行います。

まず、反対者の発言を許可します。

どなたか反対者の意見の方はありますか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） なければ、次に賛成者の発言を許可します。

どなたか賛成の意見の方はありますか。

6 番、富澤重男君。

〔6 番 富澤重男君 登壇〕

○6 番（富澤重男君） 牧山議員の決議について、賛成の立場から討論させていただきます。

5 月 9 日の臨時議会場で、黒岩議長に対して、議長不信任並びに議長辞職を求める決議が可決されてから約 4 週間がたちましたが、この重大な決議に対しても法的拘束力はないの一点張りで、反省の気持ちは全く見えません。かえって、連日 SNS で自分自身の正当性を主張しているような状態です。SNS で議会内のことを、議長が拡散することについても問題ありのような気がします。

議会の主たる方向は常に話し合いによって決めていくことが大原則だと考えます。なぜ、話し合わないのでしょうか。なぜ、議員の理解を得ようとししないのでしょうか。

今の状況は、長野原町議会は、黒岩議長の 1 人独裁議会となっているのではないのでしょうか。仮に黒岩議長の言う、今までの慣例を変えて、地方自治法の 4 年任期に定めるにしても議会において、議員皆さんの賛成の下で決めていくことは絶対必要なことかと思います。

しかし、現在黒岩議長は SNS 等で言っていることを考えると全く反対の道を進んでいると思います。

よって、議長不信任及び議長辞職決議に賛成いたします。

以上で、賛成討論を終了といたします。

○副議長（入澤信夫君） ほかに討論ありますか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） なければ、討論を終結いたします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により除斥となっている、8 番、黒岩巧君から弁明したい旨の申出があります。

お諮りします。この申出に同意することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 異議なしと認めます。

よって、８番、黒岩巧君の弁明の申出に同意することに決定いたしました。

８番、黒岩巧君の入場と弁明を許可します。

〔８番 黒岩 巧君 入場〕

○副議長（入澤信夫君） それでは、８番、黒岩巧君の弁明をお願いいたします。

〔８番 黒岩 巧君 登壇〕

○８番（黒岩 巧君） ８番、黒岩です。

議長の許可をいただきましたので、私への議長不信任決議案に対して弁明をさせていただきます。

５月臨時会のときと同様、提案者の不信任の理由は慣例を破ったその１点だと思います。提案者は、懇談会の席で突然というお話をしましたが、これは牧山議員には申し訳ありませんが、数人の議員さんには事前に相談をさせていただきました。

また、自分の都合のいい解釈とおっしゃられましたけれども、日本は法治国家であります。私は、地方自治法にのっとりた議長の任期の途中であり、何ら違法なことは行っておりません。

議長任期に関する条例とは何か、私は長野原町議会議員になり、１９年目になりますが、先輩議員から具体的な話を聞いたことは一度もございません。また、そのことに関して、書き記したのものも見たこともありません。流れに任せてきてしまったことに対しては、反省すべき点があるとは思いますが、おかしいと思ったからこそ今回の行動を起こしました。

私は、法律にのっとりた地方自治法第１０３条第２項にのっとりた主張をしております。慣例という曖昧なものを論拠に提案されたこの決議案は、私の人生を左右しかねない大きな問題の論拠としては脆弱過ぎるのではないかと考えております。

先月の臨時会について、法的拘束力のない決議案を提案するのは、私に対するネガティブキャンペーン、もっと言わせていただければ嫌がらせに近いものを感じております。

ただいま賛成討論の中で、ＳＮＳ等で発信しているというお話がございました。先月の不信任案可決の際、私は新聞紙上に名前をさらされ、議長の不信任が可決したということがうたわれております。反論する場所は一切ございません。少なくとも、表に出してまずいことは出していない、慎重に言葉を選びながらＳＮＳで発信をしております。私たち議員の本分は言うまでもなく、町のため、町民の皆さんのために汗をかくことであります。町民の皆さんは、私たち議員が何をやっているのかしっかりと見ていらっしゃいます。

先月の不信任可決後、私のＳＮＳや携帯電話、自宅の電話、また議会事務局にお叱りや苦

情の連絡がくるかなと覚悟をしておりましたが、1件もございません。それどころか、激励や応援のメッセージをたくさんいただいております。その激励や応援が本当にありがたく私の力となっております。

前回も申し上げましたが、議会の常識は世間の非常識などと揶揄されるようなことは改めていかないと、とても住民に開かれた議会、分かりやすい議会の実現など夢のまた夢に終わってしまうと危惧するところであります。旧態依然とした体制は改めていかなければ町のためにも、町民の皆さんのためにもならないと考えております。

今回の私の決断は、熟慮に熟慮を重ねた結果であり、何があっても、どんな逆風が吹こうとも今やれることをやるという不退転の覚悟を持って、臨んでおります。

長野原町議会が町民に開かれたすばらしい議会になることを願っております。

議員各位の良識ある判断をお願いして、私の弁明を終わらせていただきます。

弁明の機会をいただき、誠にありがとうございました。

○副議長（入澤信夫君） 以上で、8番、黒岩巧君の弁明が終了いたしました。

8番、黒岩巧君の退場を求めます。

〔8番 黒岩 巧君 退場〕

○副議長（入澤信夫君） これより、発議第2号について、採決いたします。

お諮りします。発議第2号は、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

○2番（湯本宗一君） 議長。

〔2番 湯本宗一君 挙手〕

○副議長（入澤信夫君） 2番、湯本宗一君。

○2番（湯本宗一君） 退席させてください。

○副議長（入澤信夫君） 湯本議員より、退席の発言がありました。

湯本宗一君の退席を許可いたします。

なお、2番、湯本宗一君は会議録署名人であるので、議長において、3番、土屋匡君を追加指名いたします。

〔2番 湯本宗一君 退席〕

○副議長（入澤信夫君） 議場の出入口を封鎖します。

〔議場封鎖〕

○副議長（入澤信夫君） ただいまの出席議員は6名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、3番、土屋匡君、4番、萩原広美君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（入澤信夫君） 念のため申し上げますが、本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○副議長（入澤信夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

3番から順次前に出て、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（入澤信夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

3番、土屋匡君、4番、萩原広美君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（入澤信夫君） 投票結果を報告いたします。

投票総数6票、有効投票6票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成5票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

よって、発議第2号は、可決されました。

議場の入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（入澤信夫君） 次に、8番、黒岩巧君の入場を許可いたします。

〔8番 黒岩 巧君 入場〕

○副議長（入澤信夫君） 8番、黒岩巧君に申し上げます。

発議第2号は可決となりました。

これをもって、議長の職務を終了します。

ご協力ありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第7、議案第1号 財産の取得について（除雪ドーザーの購入）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 除雪ドーザーの購入に係る財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

降雪による町道の除雪作業を安全かつ迅速に行うため、町が所有する除雪車のうち老朽化が著しい1台について更新するものでございます。

購入する除雪車は11トン級の除雪ドーザー1台で、取得金額は2,233万円、契約の相手方はコマツカスタマーサポート株式会社群馬支店、支店長、藤田巖でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び長野原町議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（清水洋介君） 議案第1号 除雪ドーザーの購入に係る財産の取得につきまして、ご説明いたします。

更新する除雪車は、製造から35年が経過し、老朽化が著しく故障等による修理が増え、一部の部品の製造終了も伴い、維持管理が困難な状況であることから、故障等なく迅速に運転手が安全な作業を行うため除雪車を更新するものでございます。

取得金額並びに契約の相手方につきましては、町長の説明のとおりでございます。

建設機械メーカー及び落札実績のある合計4社による指名競争入札を実施いたしまして、取得する除雪車は11トン級除雪ドーザー、コマツWA200-8、マルチプラウ式1台でございます。

11トン級の選定につきましては、更新を予定している現在の除雪車と同等とし、また国から雪寒道路として指定を受けた町道を除雪している機械の更新であることから、財源につきましては事業費の3分の2を国の補助、3分の1は過疎債を充当する予定でございます。

車両につきましては、納車後1年間の保証があり、今後の点検や修理等におきましては建設機械専門業者でありますので、迅速かつ適切な整備ができるものと考えております。

2ページ目は、除雪ドーザーの主な仕様と作業範囲を記した地図の参考資料となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第8、議案第2号 長野原町と中之条町との間における教育に係る事務の委託に関する協議についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 長野原町と中之条町との間における教育に係る事務の委託に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和8年4月より、中之条町六合地区の中学生を長野原中学校に受け入れるに当たり、教育事務管理及び執行を受託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 議案第2号 長野原町と中之条町との間における教育に係る事務の委託に関する協議につきまして、ご説明いたします。

先ほどの町長の提案のとおり教育行政の手続の1つであります教育事務の委託を行うため、規約を定めるものでございます。

資料の1ページをご覧ください。

第1条で、委託事務の範囲を中之条町六合地区の学齢生徒と定めております。

第2条で、通学する学校を長野原中学校と、第3条で、管理及び執行の方法を定めております。

第4条では、経費の負担を定めております。

2ページをご覧ください。

第6条では、その他必要な事項は、両町が協議することと定めております。

附則といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

5 番、星河明彦君。

○5 番（星河明彦君） 教育事務の委託というのは、初めてになりますね。

中之条町といろいろお話をされてきたのかなというふうに思うんですけども、その具体的な課題とか、どのくらい出て、どういった方向でいつまでに解決していくとか、細かなスケジュールというのは決まっているのでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

これまで事務的な調整を進めさせていただいておりますけれども、課題といいますと、1 つは少人数学校でありました六合中学校の生徒が長野原中学校の80人以上いる学校に新たに転入してくるわけでございまして、そのあたりのメンタルの部分が多少懸念される部分がございます。

しかし、それを払拭するために、今交流事業を昨年度から実施しております、六合地域の歴史や文化、自然等長野原中学校の生徒と一緒に触れ合う機会を設けてまいっております。

また、部活動につきましても長野原中学校の部活動に六合中学校の生徒が参加して、そのあたりの解決も進んできております。

それ以外の問題点とすれば、通学に関わる部分でございますけれども、これは先ほどの全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、スクールバスにつきましては、長野原町のスクールバスを利用するのではなく、中之条町で用意したスクールバスを利用することになります。最長約50分ぐらいかけて、六合の奥からいらっしゃる生徒もいると伺っておりますので、そのあたりの乗车的な問題で、学業に影響がないようにしなければならないといったところも学校間で先生方が協議、調整をしているところでございます。

その他、特に課題という部分は今現状、長野原町、中之条町伺っておりませんが、今後引き続き中之条町の保護者に対しましては、中之条町の行政関係者にきちんと説明をしていただく中で、この事務の委託がスムーズに進んでいきますよう我々としても全力でサポートまたは実施をしていきたいと考えておりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 5 番、星河明彦君。

○5 番（星河明彦君） 物理的なものというのは、お金の計算もできたとし、大丈夫かなと思います。

メンタルという部分のお話ありましたが、町内でも小学校は統合があったり、中学校が一緒になったりそこでいろんな課題が見えてきているのではないかなというふうに思うんですけれども、これが長野原町と六合村ということで育ってきた文化が違うところが一緒になりますから、これ以上に想定できないようなものが出てくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういったところは、学校の先生っていうのはいろんな地域を行っていますから、その地域の教育文化みたいなものを知っていると思うんですね。ですから、その先生の意見というのもよく聞きながら、子供たちが伸び伸びと暮らせるように、生活できるように進めていただきたいなというふうに思うんですけれども。

あと、もう1つ心配しているのが、その地域の勉強というのがありましたね。シラネアオイの各、六合村でやっている地域の勉強、それから長野原町でやっている地域の勉強ってあると思うんですけれども、その辺は簡単に言うとボリュームが2倍になるというわけですよ。その辺の教育プログラムはどうするのとか、いろいろあると思いますけれども、一番はメンタルで、その部分だろうと思います。その辺はよく分かっているのは、いろいろな地域を渡り歩いている先生だと思いますから、先生の意見を聞きながら、あんまり課題がないよってというのはそれはおかしいかなと思いますので、意見を吸い上げるようにして、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 星河議員、ありがとうございます。

先ほど、星河議員のおっしゃるとおり学校の先生方が一番生徒に近い位置にいらっしゃいますので、そのあたりのことも踏まえまして、私たちとすれば行政としてできる限りのことはしていきたいと思いますし、子供たちのメンタルに関することも含めて、地域の学習、共同学習、非常に重要な部分だと思います。

長野原中学校、六合中学校で、現在やっている教育をこれまで以上に先生方のご協力を得ながら、我々としてもどういったサポート、バックアップができるかということを考えていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第9、議案第3号 長野原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 長野原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、本町の関係する条例の一部を改正する条例制定でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第3号 長野原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

一部改正する条例制定の理由につきましては、町長の説明のとおりでございます。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

こちらから13ページまでが長野原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制

定の改正文でございます。

14ページをご覧いただきたいと思います。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線を付けてございます。

第1条では、上位法令で引用する改正でございます。

第2項では、町職員の公務の出張、研修講習会参加等の場合の支給の内容でございます。

第2条では、用語の定義で15ページにかけまして、国に合わせる改正内容となっております。

16ページをご覧いただきたいと思います。

第3条の第2項では、転勤などの理由で、移動が必要な場合の旅費支給で、配偶者と子を改正、免職を含む部分については文言の改正でございます。

第6項では、命令による旅費命令等の変更又は死亡した場合等で既に支出した金額の範囲内で支給する内容の改正でございます。

第7項では、17ページにかけまして、天災、交通事故等など、やむを得ない事情で旅費を喪失した場合、喪失した旅費額の範囲で支給する内容の改正でございます。

続いて、第8項では、町が職員や関係者に直接旅費を支給するのではなく、旅行役務提供契約に基づいて、旅行業者などの旅行役務提供者に対して旅費相当額を支払うことができる内容でございます。こちら新たに加える規定となっております。

第4条第1項及び第3項では文言の改正となっております。

18ページをご覧いただきたいと思います。

第4項では、町外への旅行の場合に旅行命令権者が旅行命令を発する際に、旅行命令簿で定められた事項を記載し、旅行者に通知を行い、適切な管理を行う改正であります。

改正前の第5項は、削るものでございます。

第5条は、文言の改正となっております。

第6条、旅費の種類では、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、など転居や着後滞在費、家族の移転費等とする改正ございまして、第2項から19ページにかけまして、第8項まで削るものでございます。

19ページをご覧いただきたいと思います。

第7条、旅行の計算では、旅費は旅行に要する実費を弁償するものとし、条例に規定する

内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算をする。
公務上の必要な天災、その他やむを得ない事情のある場合は実際の経路及び方法によって計算する内容の改正となっております。

19ページの下段から21ページの上段、第8条から第11条までについては削るものでございます。

21ページをご覧いただきたいと思います。

改正前の第12条を第8条に改め、旅費の請求手続では、第1項で旅費の支給や精算に関する規定で、請求書の提出、磁氣的記録の活用、必要書類の添付、支出担当者への提出に関する改正となっております。

第3項では、過払いの返納に関する規定を加えております。

第4項では、22ページにかけまして、旅費の精算や過払いの返納が適切に行われなかった場合の対応を規定として加えてございます。

第5項では、請求書や資料の電磁的記録、データで記録されている場合には、電磁的方法を用いて提出することの規定を加えてございます。

第6項では、電磁的方法による請求書や資料の提出が行われた場合、支出担当者等の電子計算機に記録された時点で、正式な提出とみなされることの規定を加えてございます。

第7項では、請求書や添付書類の種類、記載事項、精算や過払い金の返納の期間、給料の種類など旅費の支給に関する詳細な事項を規則で定める内容を加えてございます。

第9条でございます。証人等の旅費では、町の依頼や要求により、証人、参考人、通訳等で旅行した場合に支給を定め、支給する旅費は条例の規定を基準として町長がその都度定める内容を加えているものでございます。

改正前の第13条を第10条に改め、鉄道賃では23ページにかけまして、運賃のほか特急料金や指定席の料金など移動に直接要する費用とそれに付随する費用が含まれ、運賃額の上限、原則として最下級の等級に基づくか、町長等の場合は最上級までの等級を適用できる内容の改正となっております。

23ページをご覧いただきたいと思います。

改正前の第14条を第11条に改め、船賃では24ページにかけまして、運賃のほか寝台料金や指定料金など移動に直接要する費用とそれと付随する費用が含まれ、運賃の上限は先の鉄道賃と同様に原則として最下級の等級に基づくか、町長の場合は最上級までの等級を適用する内容の改正となっております。

24ページの改正前の第15条を第12条に改め、航空賃では運賃、座席指定料金など移動に直接要する費用に付随する費用が含まれている。こちらについても鉄道賃と同じ原則として最下級の等級に基づくか、町長の場合は最上級までの等級を適用できるものとしております。

改正後の第12条の次に第13条をその他の交通費を加えるもので、25ページにかけまして、鉄道、船舶、航空機以外の交通手段を利用した場合に必要な費用で、原則最も経済的な経路及び方法で計算し実費を支給。

25ページをご覧いただきたいと思います。

第2項で、自家用車については、公共交通機関が利用できない場合や業務上やむを得ない場合に限る。この自家用車の運賃については、1キロ当たり25キロで計算する規定を加えているものでございます。

第4項では、端数の規定を、第5項では支給しない内容の規定を加えるものでございます。

続いて、25ページから26ページにかけまして、改正前の第16条車賃は、先ほど説明した13条を加えたことにより削るものでございます。

26ページに、改正前の第17条宿泊料を第14条に改め、地域の実情及び旅行者の職務を考慮、特別な事情の適用の内容の改正となっております。

続いて、第15条の包括宿泊費について、移動と宿泊費がセットになったパッケージ料金に対する費用で、移動区間に応じた鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費と宿泊地域に応じた宿泊基準額の合計が上限額となる内容でございます。こちらの追加する条例となっております。

第16条宿泊手当について、町長が認めた宿泊を伴う旅行の際、必要な雑費を補うための費用として支給されるものでございます。その金額は通常かかる費用を考慮し、規則で定められた内容とするものでございます。こちらの追加する条例でございます。

27ページをご覧いただきたいと思います。

第17条の転居費、赴任に伴う転居に必要な費用として支給され、職員及び家族の移動に必要な交通費、鉄道賃、船賃、その他交通費等移転料の算定額の内容でございます。こちらの追加する条例となっております。

第18条着後の滞在費、赴任に伴う転居に必要な費用で、宿泊と宿泊手当の合計に相当する額が5夜を限度に支給する規定で追加する条例となっております。

第19条家族の移転費でございます。赴任に伴い、家族が移転する場合の費用で、家族1人ごとに職員がその移転をするものとして計算した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、

着後の退任手当の合計を支給する規定で追加する条例となっております。

28ページをご覧いただきたいと思います。

改正前の第18条の食卓費、第19条日額旅費、月額旅費等は、国家公務員等旅費制度に関する法律の改正で廃止に伴い、削るものでございます。

続いて、改正後の第20条退職者等の旅費について、退職者等の旅費に関する規定では、退職日翌日から3か月以内に行われる退職に伴う旅行について、出張や赴任の旅費支給の例に準じて規則で定めることといたします。この規定は、退職後の移動に関する費用負担を軽減するものでありまして、追加する条例となっております。

第21条の遺族の旅費でございます。遺族の旅費に関する規定では、出張や赴任の旅費支給の例に準じて規則で定めることといたします。この規定では、職員が死亡した場合において、その遺族が生活の拠点地への帰住する際の費用負担を軽減するもので、追加する条例となっております。

29ページをご覧いただきたいと思います。

第21条の外国旅行の旅費を22条に改め、職員が外国旅行をした場合の旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律の規定を基準として、町長がその都度定める内容の改正となっております。

第23条旅費の支給額の上限について、旅費の支給額の上限に関する鉄道賃、船賃、航空賃などの交通費や宿泊費、転居費などの支給額を規定に基づいて計算した額と実際に払った額を比較して、少ないほうの額を支給すると定めている内容でございます。こちら追加となる条例となっております。

改正前の第20条旅費の調整を第24条に改め、第1項中では旅費に関する法律に合わせ、文言の改正をするものでございます。

30ページをご覧いただきたいと思います。

第2項では、旅行者が条例に基づく旅費での旅行が困難な場合、特別な事情を考慮し、町長と協議の上で適切な旅費を支給することが定められている内容でございます。追加する条例となっております。

第25条旅費の特例についてでございます。労働基準法の第15条第3項又は第64条の規定に該当する場合において、通常の旅費支給が困難な場合や不足する場合、任命権者が町長と協議の上で、不足分を補填する旅費を支給することができることが定められる内容でございます。こちら追加となる条例となっております。

続いて、第26条旅費の返納についてでございます。こちらの31ページにかけまして、この規定は旅行者や旅行役務提供者が条例や規則に違反して、旅費を受け取った場合、支出の担当者がその返納を求められることが定められています。また、返納が難しい場合には、給料や旅費の支給額から当該該当する金額を差し引くことも可能とされている内容で定めております。こちらも追加となる条例でございます。

続いて、31ページをご覧いただきたいと思います。

第27条町長の監督について、町長は条例で適正な執行を確保するための監督権限について、定めている内容でございます。こちらも追加となる条例でございます。

改正前の第22条実施の規定では、第28条に改め、規則に委任する内容に改めるものであり、旅費に関する法律改正に伴い、改正前の別表1と32ページにかけ、別表2を削るものでございます。

33ページの長野原町固定資産評価審査委員会の条例から37ページの長野原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例までについては引用する条文の文言の改めでございます。

13ページにお戻りをいただきたいと思います。

第1条では、施行期日を公布の日から施行としております。

第2条第1項では、長野原町職員の旅費に関する条例の改正後の適用範囲について定めております。

第2項では、新条例の第3条第2項の適用範囲について定めてございます。

第3項では、新条例の第3条第6項及び第7項の旅費の支給となるものの適用範囲について定めております。

資料の38ページから52ページにつきまして、今回の長野原町職員等の旅費に関する条例、また規則の解説資料を付けさせていただいてますので、こちら後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 質問が説明終了したので、質疑を行います。

5番、星河明彦君。

○5番（星河明彦君） 簡単に伺います。

宿泊費がございまして、東京に泊まったら幾らとか、千葉に泊まったら幾らとか。その辺の表はあると思うんですけども、これ夕食代は含むんですけど。それから、お昼の代金は

含むとか、食事代っていうのは含むでしたっけ。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） こちらについては、原則は含まない。含んでいる場合には、規則のほうで定める旅費の精算について定めるように規定をしております。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河明彦君。

○5番（星河明彦君） 前ちょっと別の機会で聞いたかもしれないんですけども、宿泊を伴う出張をしたときに、例えば夕食食べますね、夕食を食べた領収書を持って来れば処理してくれるんじゃないかなって思いました。簡単に伺います。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 今回の改正につきまして、資料の43ページなんですけど、先ほど言われた朝食または夕食に係る相当額が含まれる場合ということで、規則のほうでちょっと定めさせていただいてますので、この規定に基づいてお支払い、精算をさせていただきたいと考えてます。

よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河明彦君。

○5番（星河明彦君） すみません、しつこくて。これは宿泊費に含んでいる場合ですね。含んでいないときは、出ないという認識でしたっけ。食事代、今までどうだったのかな。その辺がはっきりしなかったと思うんですよ。そこはちょっと明確になってないようであれば、はっきりさせたほうがいいのかな。出すのか、出さないのかというところは。前伺ったときに、どこにいてもお昼食べますよね、実費で。こっちで仕事してても、出張しても。だから出ないんですというように伺ったことがあるんですけども。ただ、夕食は領収書を持ってきて、払っていたような事例があったんじゃないかなと思ったんですけど、そこをもしはっきりしてないようでしたら、きちんと分かるようなものを付けて欲しいです。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 星河議員のご質問、そちらのほうはちょっと確認させていただいて、規定に沿った対応を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

○5番（星河明彦君） はい。

○議長（黒岩 巧君） 調べていただいて、後ほどその辺のことは報告していただくというこ

とでよろしいでしょうか。

○総務課長（唐澤正人君） はい。

○議長（黒岩 巧君） ほかにご質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時、13時に再開しますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時58分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第10、議案第4号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

ごめんなさい。失礼しました。

先ほどの星河議員の質問に対して、総務課長から説明があります。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 先ほどの星河議員のご質問にお答えいたします。食事の関係です

けども、規則では宿泊手当というものが2,400円。3食ということであれば、1食800円なんですけれども、そちらが規定をされてございます。ただこちらは、支払いできるということです。ですので、こちらは基本的には町長が認めた場合、お支払いをするということでございます。

また、食事代ということで、事業実施上、必要と認める場合、こちらは協議検討した上、町長が認めた場合に支出すると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 失礼しました。

それでは、改めまして、会議を再開します。

日程第10、議案第4号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、医師の働き方における現状と実情を踏まえ、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第4号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

条例の一部改正の理由につきましては、町長説明のとおりでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

こちらが条例の一部を改正する改正文の内容でございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表でございます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線を付けてございます。

第6条の第1項中の「100,000円」を「120,000円」に改正、第2項では、「前項の医師に

は、往診手当として月額40,000円を支給する」を「前項の医師が往診した場合、1回につき5,000円を往診手当として支給する」に改めるものでございます。

第3項は削り、第4項を第3項に、第5項を第4項に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

附則として、この条例は、令和7年6月1日からの施行でございます。

今回は、へき地診療所の医師の働き方の現状と実情を踏まえた対応でございますが、へき地診療所の運営に対する持続可能性を高めるため、制度設計を引き続き進めていきたいと考えておりますので、議員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第11、議案第5号 長野原町へき地診療所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 長野原町へき地診療所設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、長野原町へき地診療所の移転に伴う住所及び診療日時の改正を行うため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 議案第5号 長野原町へき地診療所設置条例に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長が申し上げましたとおり、長野原町へき地診療所の移転に伴う住所及び診療日時の改正でございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、資料の2ページ新旧対照表をご覧ください。

左側が現行で、右側が改正後です。改正箇所には下線が付してございます。

第1条ですが、應桑の旧字を改正、設置場所を「応桑20番地2」に改正でございます。

第6条ですが、全部改正をさせていただき、現行の運用している診療日時に改正させていただくものでございます。

2ページに戻りまして、附則にて公布日から施行とさせていただき、令和7年4月21日から適用とさせていただきたいとしております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

5番、星河明彦君。

○5番（星河明彦君） 給与規程、手当変わりますね。4月21日からの施行ということになると、実際の給料はいつから変わるんでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 星河議員、この議案、設置場所等だけで。

○5番（星河明彦君） 失礼しました。訂正します。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

○5番（星河明彦君） はい。

○議長（黒岩 巧君） ほかにご質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第12、議案第6号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法及び地方税法等一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、関連しまして本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長（土屋 猛君） それでは、議案第6号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

町長の説明のとおり、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

2ページから6ページが改正文、7ページからが新旧対照表となっておりますので、こちらで説明いたします。

向かって左側が現行、右側が改正後でございます。また改正箇所には下線が付いております。

7 ページ、第18条では、地方税法施行規則の改正により、公示送達についてインターネットで閲覧できるよう新たに定義が追加されたことに伴う改正になります。こちらについては、アナログで閲覧できる情報と同じ情報をデジタルでも閲覧できるようにするもので、閲覧者の本人認証など偽造取得防止等への対応措置を設けて閲覧できるようにするものです。

第18条の3では、前条で施行規則を略称としてきている……〔聴取不能〕……おりますので、その改正としております。

第34条の2では、8 ページに特定親族、特別控除額の規定を追加し、19歳から23歳未満への大学生については新たに控除額を設ける規定とするものです。

第36条の2の下段から9 ページにかけては、特定親族、特別控除額の規定を追加し、大学生の就業調整への対応のため、前年度合計所得金額は85万円以下の者については特定親族控除と同額の控除額が受けられるように規定を改正するものです。

第36条の3の2第1項第3号に給与所得者の扶養親族等の申告書に特定親族を追加する改正となります。

10ページの第36条の3の3第1項では、公的年金受給者の申告書に特定親族を追加し、第3号についても特定親族文言を追加する改正となります。

11ページでは、附則の第16条の2の2第1項では、たばこ税の課税方式について見直しを実施されるための改正が行われております。近年、加熱式たばこについては、紙巻たばこの代替品として販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況にあるため、課税の適正化を図る観点から改正となっております。

具体的には、加熱式たばこについて重量による換算方式とし、紙巻たばこの税負担を是正するための改正となります。これによりまして、地方税分で1本当たり約1円から2.5円程度の値上げ幅となると思われます。

第1号では、加熱式たばこの重量0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方式、方法、0.35グラム未満のものについては1本に換算することとしております。

第2号では、前項に掲げるもの以外について、0.2グラムをもって紙巻たばこ1本に換算する方法を規定しております。

また、4グラム未満のものについては、品目ごとに20本に換算する規定としております。

12ページの第2項では、前項に規定する加熱式たばこ以外のものについても品目ごとに重量を紙巻たばこの本数に換算する方法を規定しています。

第3項では、端数の処理の規定を定義しております。

第4項では、第1号及び第2号で加熱式たばこの喫煙用具及び喫煙の用に供されるものについては紙巻たばこの本数換算の方式を適用しない旨のことを規定しております。

なお、今回の改正では、施行日、施行期日を設けております。

4ページにお戻りください。

附則の第1条では、施行期日を令和8年1月1日からとし、ただし書で各号で施行日を定めています。

第1号では、たばこ税の施行日を令和8年4月1日とし、第2号では公示送達の施行日については地方税法の一部を改正する法律に施行日を委任しております。

第2条以降では、それぞれ経過措置を規定し、第2条で公示送達の経過措置、第3条では町民税の経過措置を設け、第2項、第3項、第4項で各所得の種類ごとに経過措置を設けております。

附則の第4条では、たばこ税に関する経過措置を設け、たばこ税に関しましては激変緩和措置が実施され、4月1日と10月1日の2段階での引上げが実施されることとなります。

なお、今回の改正の概要を13ページに掲載しておりますので、後でご確認ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第13、議案第7号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,833万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ53億9,833万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より順次内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第7号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,833万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億9,833万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算の補正の歳入でございますが、14款使用料及び手数料では1項の使用料で120万円の追加、15款国庫支出金では2項の国庫補助金で1,556万4,000円の追加、16款県支出金では2項の県補助金で452万1,000円の追加、19款繰入金では1項基金繰入金で4,608万6,000円の追加、21款諸収入、5項雑入では96万円の追加、合計で6,833万1,000円の増額でございます。

次に、3ページをご覧いただきたいと思います。

支出でございます。

1款1項議会費では、45万7,000円の追加。

2款総務費では、1項総務管理費から6項監査委員費までを合わせまして1,667万円の追加。

3 款民生費の 1 項の社会福祉費では、2,845 万 9,000 円の追加。

4 款衛生費では、1 項保健衛生費で 244 万 3,000 円の追加。

6 款農林水産業費では、1 項農業費で 24 万 9,000 円の追加。

7 款 1 項商工費では、11 万 5,000 円の追加。

8 款土木費では、1 項土木管理費、2 項道路橋梁費、合わせまして 577 万 5,000 円の追加。

10 款教育費では、1 項教育総務費から 6 項の保健体育費までを合わせまして 1,416 万 3,000 円の追加。

合計で、6,833 万 1,000 円の増額でございます。

次に、6 ページをご覧くださいと思います。

事項別明細書の 2、歳入でございます。

14 款の使用料及び手数料では、1 項使用料、3 目の教育使用料でハッ場ダム屋内運動場使用料及び照明料として 120 万円の追加。

15 款国庫支出金、2 項の国庫補助金、1 目総務費の国庫補助金では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として 1,336 万 4,000 円の追加。2 目の民生費国庫補助金で、子ども・子育て支援事業、事業費の補助金で 220 万円の追加。

16 款県支出金、2 項県補助金、2 目の民生費県補助金で民生委員の推薦会の県費交付金で 2 万 1,000 円の追加。4 目の農林水産業費の県補助金で、群馬県環境負荷軽減・資源循環型の農業推進モデル事業の補助金等で 450 万円の追加。

19 款繰入金では、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金で 4,608 万 6,000 円の追加。

7 ページをご覧くださいと思います。

21 款諸収入、5 項 5 目雑入で、ハッ場屋内運動場の売電収入といたしまして 96 万円の追加でございます。

事項別明細書の 3、歳出を説明いたします。

8 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費については、議会事務局長から説明をいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（本田昌也君） それでは、8 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費では、45 万 7,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

右側、説明欄をご覧ください。

議会運営・管理事業の 2 節給料から 18 節負担金まで人事異動に伴う追加を、また 8 節旅費、

13節使用料につきまして出張旅費及びタクシー使用料につきまして追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では461万3,000円の追加でございます。説明欄のとおり、一般管理事業では9ページのほうにかけまして、1節の報酬、2節給料から18節の負担金補助及び交付金まで、こちらにつきましては人事異動に伴う人件費に関する増額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、税務会計課長。

○税務会計課長（土屋 猛君） それでは、9ページ、3目会計管理費では、407万3,000円の追加をお願いするもので、説明欄をご覧ください。

一般会計事務処理事業、1節報酬から次ページ上段の8節旅費、費用弁償まで、人事異動に伴うパートタイム会計年度任用職員の増加に伴う人件費となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 10ページをお願いいたします。

続きまして、4目企画費では、454万5,000円の減額をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

企画一般管理では、163万6,000円の減額で、2節一般職給から18節退職手当組合負担金まで人事異動に伴う人件費の減額でございます。

続きまして、地域振興事業では、623万1,000円の減額で、1節報酬から8節費用弁償までパートタイム会計年度任用職員の人事異動及び任期満了による減員に伴う人件費の減額でございます。

次ページをお願いいたします。

続きまして、浅間山北麓ビジターセンター等管理事業では、332万2,000円の追加で、1節報酬から8節費用弁償までパートタイム会計年度任用職員の増員に伴う人件費の追加でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 11ページの11目川原湯簡易郵便局では、212万円の減額でございます。

説明欄をご覧いただきたいと思います。

川原湯簡易郵便局管理事業では、人事異動に伴う会計年度任用職員の人件費の減額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、税務会計課長。

○税務会計課長（土屋 猛君） それでは、2項徴税費についてご説明いたします。

12ページになります。

1目の税務総務費では、908万1,000円の追加をお願いするもので、説明欄をご覧ください。

税務一般管理の2節給料から4節共済費及び18節の負担金補助及び交付金では、人事異動に伴う人件費の増額になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 3項1目戸籍住民基本台帳費では、補正額553万6,000円の追加でございます。

内訳ですが、説明欄の2節、3節、4節、次のページの18節まで人事異動に伴う補正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（本田昌也君） 続きまして、6項1目監査委員費では、3万2,000円の追加補正でございます。

右側説明でございますが、監査活動事業の8節旅費につきまして、出張旅費の追加補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（野村一義君） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費では、補正額2,581万5,000円の追加をお願いするものでございます。

説明欄をご覧ください。

社会福祉総務一般では1,245万1,000円の追加を、1節報酬では民生委員推進会開催に伴う

報酬の追加補正を、2節一般職給から18節退職手当組合負担金まで人事異動に伴う職員人件費の追加補正を、19節福祉扶助費では行旅死亡人葬祭扶助費30万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、定額減税調整給付金（不足額給付）事業では1,336万4,000円の追加です。

18節の交付金では、定額減税調整交付金の不足額給付金を1,250万円、その他事務費を合わせまして86万4,000円の追加でございます。

2目老人福祉費では、44万円の追加で、介護保険特別会計繰出金の追加補正でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

3目障害者福祉費では、4,000円の追加をお願いするもので、説明欄、障害者自立支援給付事業で自立支援医療判定委託料としまして4,000円の追加を、次に、4目後期高齢者医療費では220万円の追加補正でございます。説明欄、後期高齢者医療事業では後期高齢者医療システム改修費として追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次、町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 4款1項1目保健衛生総務費では、補正額244万3,000円の追加でございます。

内訳ですが、説明欄の2節、3節、4節及び次のページですが、18節まで人事異動に伴う補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 引き続き、16ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、補正額202万6,000円の減額で、説明欄の農業委員会活動事業の2節給料から18節退職手当組合負担金にかけてと、次の2目農業総務費では補正額222万5,000円の減額で、説明欄の農業総務一般の2節給料から17ページに移りまして、18節退職手当組合負担金にかけては共に人事異動に伴う減額となります。

次に、3目農業振興費では、補正額450万円の追加をお願いするもので、説明欄の農業振興事業では18節補助金で野菜花き生産力強化補助金として小規模経営体の生産力向上のため、移植機等農業用機械を購入する3農業者に対し150万円を、次に、環境負担提言・資源循環型農業推進モデル事業として、環境に配慮した農業の転換や耕地区連携の促進のためトラクターのアタッチメント購入する2農業者に対して、300万円の増額をお願いするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 続きまして、7款1項商工費、1目商工総務費では、11万5,000円の追加をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

商工総務一般では、3節管理職手当及び4節共済費で人事異動に伴います職員人件費の追加でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、建設課長。

○建設課長（清水洋介君） 続きまして、18ページをお願いします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、624万4,000円の追加をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

土木総務一般では、2節給料から18節の退職手当組合負担金にかけまして、人事異動等に伴う人件費の増額でございます。

続きまして、2項道路橋梁費、2目道路維持費では、46万9,000円の減額をお願いするものでございます。道路等環境パトロール事業では、1節報酬から次の19ページ、8節の費用弁償にかけまして、パートタイム会計年度任用職員1名の異動に伴う減額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 続きまして、10款1項2目では、1,459万4,000円の追加でございます。

説明欄をご覧ください。

事務局総務一般では、1節から18節まで職員の人事異動及び会計年度任用職員の増員による人件費の追加をお願いするものです。

20ページをご覧ください。

4項1目では、こども園管理総務一般で2節から18節まで人事異動に伴い人件費761万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、5項1目では、21ページにかけまして、1節から18節まで人事異動に伴い人件費871万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、3目では、1節から8節にかけまして、会計年度任用職員の異動に伴い人件費335万8,000円の減額です。

22ページをご覧ください。

次に、6項1目では社会教育事業関係備品の購入費15万円の追加を、4目では4月から町の管理となっておりますハッ場屋内運動場の維持管理費として、光熱水費のほか保守点検費用など168万3,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 最後に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、23ページをご覧くださいと思います。

次に、給与費の明細書でございます。

24ページをご覧くださいまして、特別職の比較欄合計といたしまして、その他特別職の報酬、共済費の負担率の改定により、比較欄の合計といたしまして、5万1,000円の増額でございます。

すみません、23ページですね。

続いて、24ページに移りまして、一般職、（1）総括でございます。こちら、すみません、25ページをご覧くださいまして、総括のア、会計年度任用職員以外の職員でございます。

上段では、人事異動に伴い比較欄の合計のとおり、3,944万2,000円の増額でございます。

下の表は、職員の手当の内訳となっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

26ページをご覧くださいと思います。

イの会計年度任用職員でございます。上段の表では、人事異動等により、比較欄の合計といたしまして、276万7,000円の増額でございます。

下の表につきましては、職員の手当の内訳となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、27ページをご覧くださいと思います。

会計年度任用職員以外の給料及び職員手当の増額状況でございます。増額となっております。

28ページ、29ページにつきましては、給料及び職員手当の状況となっております。後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 内容説明が終了したので、質疑を行います。

なお、質疑を行う箇所が多数ある場合、一度に質疑を行う箇所を3か所以内に分けて質問されますよう議員各位のご協力をお願いします。

また、質問をする際は該当ページを明らかにした上で質問願います。

それでは、ご質疑願います。

6番、富澤重男君。

○6番（富澤重男君） 6ページお願いします。

一番最上段、教育使用料。120万円の増額補正ということで、運動場使用料及び照明料、こちらはどちらからの歳入なんでしょうか、歳入元は。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 富澤議員の質問にお答えいたします。

八ッ場屋内運動場が4月から町の管理になっております。その使用料としまして、利用者からの収入ということで、10万円掛ける12か月を計上してございます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

○6番（富澤重男君） ありがとうございます。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第14、議案第8号から日程第16、議案第10号までを一括議題とし

ます。

本議案は、令和7年度各特別会計等補正予算です。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第8号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,169万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第9号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、資本的支出に852万5,000円を追加し、資本的支出の合計額を2億9,307万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第10号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、資本的支出に745万6,000円を追加し、資本的支出の合計額を7,899万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より順次内容説明を求めます。

初めに、議案第8号について、健康福祉課長。

○健康福祉課長（野村一義君） 議案第8号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

表紙をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,169万1,000円とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページの第1表をご覧ください。

歳入ですが、7款1項一般会計繰入金では補正額44万円追加を、8款1項繰越金では補正額62万6,000円の追加を、歳入合計といたしまして、106万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、3ページの歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費では補正額44万円の追加を、4款地域支援事業、3項包括的支援事業・任意事業では補正額62万6,000円の追加を、歳出合計といたしまして、106万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページの歳入をご覧ください。

7款1項5目その他一般会計繰入金では、補正額44万円の追加補正を、8款1項1目繰越金では、補正額62万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、7ページの歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、補正額44万円の追加をお願いするもので、説明欄一般管理では所得基準見直しに伴うシステム改修費用を、4款地域支援事業、3項包括的支援事業・任意事業、1目包括的支援事業では、補正額62万6,000円の追加補正をお願いするもので、説明欄包括的支援事業では事業委託料として生活支援体制整備事業委託料13万円の追加を、またケアプラン作成用パソコンのセキュリティのモデル移行費用及びパソコンの追加購入費用としてそれぞれ電算委託料19万6,000円、備品購入費30万円の追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、議案第9号から議案第10号について、上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） それでは、議案第9号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正については、第2条の収益的収入及び支出では、令和7年度水道事業会計予算第4条本文括弧書中の「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額61,199千円」を「69,724千円」に、「当年度分消費税資本的収支調整額8,876千円」を「9,651千円」に、「過年度分損益勘定留保資金23,428千円」を「25,378千円」に、「当年度分損益勘定留保資金28,895千円」を「34,695千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。第1款中部・東部簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費では、638万円の追加を。第2款北軽井沢簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費では、214万5,000円を追加し、補正額の合計額を852万5,000円。予算の合計額を2億9,307万5,000円とするものでございます。

第3条の企業債では、起債の目的は水道施設整備事業で、限度額を1億2,520万円とするもので、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

2ページにつきましては、補正予算実施計画書でございます。

補正内容詳細については、7ページをご覧いただきたいと思います。

予算明細書でございます。

資本的収入及び支出の支出では、1款1項1目1節の委託料で、旧洞口の水源確保対策としてイヌイ橋への水道管添架に伴う設計業務委託料638万円の追加を、2款1項4目1節の工事請負費は押配水池の水位計更新費用214万5,000円の追加をお願いするものです。

3ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

補正により、2の投資活動によるキャッシュ・フロー合計額が当初より852万5,000円増加し、1億6,421万7,000円。下から3行目の資金増加額、最下段の資金期末残高が852万5,000円増額及び減額となります。

4ページをご覧ください。

予定貸借対照表でございます。

補正により、1、固定資産（1）有形固定資産の（へ）建設仮勘定、有形固定資産合計、固定資産合計が852万5,000円増加。2の流動資産の（1）現金預金、流動資産合計が当初より852万5,000円減額となつてございます。

それ以降の数字については、変更はありません。

以上、議案第9号の説明となります。

続きまして、議案第10号 長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正については、第2条収益的収入及び支出では第4条本文括弧書中の「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額66,543千円」を「73,999千円」に、「当年度分消費税資本的収支調整額5,918千円」を「6,535千円」に、「当年度分損益勘定留保資金15,512千円」に、「建設改良積立金45,113千円」を「36,440千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款第1項建設改良費では、745万6,000円を追加し、合計額を7,899万9,000円とするものです。

2ページについては、補正予算の実施計画書でございます。

補正内容の詳細については、6ページをご覧ください。

予算明細書でございます。

1 款 1 項 2 目固定資産購入費、1 節の機械及び装置では、浅間第 1 水源 2 号ポンプ故障に伴う水源の取水ポンプの購入費として327万6,000円の追加を、4 目 1 節の工事請負費では、取水ポンプ交換工事費用として418万円の追加補正をお願いするものでございます。

3 ページをご覧ください。

予定のキャッシュ・フロー計算書でございます。

補正に伴い、2 の投資活動によるキャッシュ・フローの合計額が当初より745万6,000円増加し、7,399万9,000円に、下から 3 行目の資金増加額、最下段の資金期末残高が745万6,000円増加及び減額となります。

4 ページをご覧ください。

予定貸借対照表でございます。

補正により、1 の固定資産、(1) 有形固定資産の(へ)建設仮勘定、有形固定資産合計、固定資産合計が745万6,000円増額、2 の流動資産、(1) の現金預金、流動資産合計が当初より745万6,000円減額となります。

それ以降の数字については、変更ございません。

以上で議案第10号の説明となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

なお、質疑を行う箇所が多数ある場合、一度に質疑を行う箇所を 3 か所以内に分けて質問されますよう議員各位のご協力をお願いします。

また、質問をする際は議案番号及び該当ページを明らかにした上でお願いします。

それでは、ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより、議案第 8 号から議案第10号までを 3 件を一括採決します。

お諮りします。議案第 8 号 令和 7 年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第9号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第10号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎散会について

○議長（黒岩 巧君） 本日は、これにて散会とし、次回は13日でございます。

12日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎散会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、散会とします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 1時46分

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和7年6月第2回長野原町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和7年6月13日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 第 3 議員派遣について
- 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	杉 崎 能 久 君	2 番	湯 本 宗 一 君
3 番	土 屋 匡 君	4 番	萩 原 広 美 君
5 番	星 河 明 彦 君	6 番	富 澤 重 男 君
7 番	入 澤 信 夫 君	8 番	黒 岩 巧 君
9 番	浅 沼 克 行 君	10 番	牧 山 明 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	萩 原 睦 男 君	副 町 長	梶 野 寛 丈 君
教 育 長	小 林 敦 子 君	総 務 課 長	唐 澤 正 人 君
未来ビジョン 推 進 課 長	佐 藤 忍 君	町民生活課長	中 島 淳 君
健康福祉課長	野 村 一 義 君	税務会計課長	土 屋 猛 君
農 林 課 長	佐 藤 信 利 君	建 設 課 長	清 水 洋 介 君
上下水道課長	篠 原 博 信 君	教 育 課 長	萩 原 喜 隆 君
会 計 管 理 者	矢 野 今朝治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 本 田 昌 也 書 記 高 橋 里 香

開議 午前10時00分

◎議長挨拶

○議長（黒岩 巧君） 皆さん、おはようございます。

6月定例会2日目となりました。ご多忙のところ大変ご苦労さまでございます。

蒸し暑い日や肌寒い日もあり、体調管理や食中毒などに気を使う時期ですが、議員皆様方におかれましては、健康にくれぐれもご注意いただきながら、議員活動等よろしくお願いいたします。

それでは、本会議を始めたいと思います。

本日は、委員会報告、一般質問等をお世話になるわけでございます。

本日で全ての日程が終了できますよう、ご協力をお願いします。

なお、本日の会議についてですが、希望する方につきましては、マスクの着用を許可します。また、気温の上昇が予想されますので、暑い場合は上着を脱ぐことも許可いたします。

◎町長挨拶

○議長（黒岩 巧君） 初めに、町長の挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

皆様もご存じのとおり、先日、7日土曜日に元町長の田村守様が他界されました。4期16年という長きにわたりこの町のかじを取り、特に、ハッ場ダム建設に関しましては、建設を受け入れるという歴史的瞬間に立ち、あらゆる苦難、困難に立ち向かい乗り越えてきたということを考えますと、同じ首長として尊敬の念を禁じ得ません。

皆様にはメールでお伝えしたとおり、今月29日日曜日に、町との合同葬を執り行う運びとなりました。当日、多くの方々が参列することを考えられますので、議員の皆様にもお力添

えを賜ることができれば幸いに存じます。

いずれにしても、この町の、本当に重要な歴史を築いてきた偉大な町長でございますので、最後、みんなでしっかりと見送らせていただきたく存じます。

さて、今日は7名の皆様から一般質問をお受けする予定でございます。

後ほど、建設的ないい議論につながることを期待申し上げまして、簡単でございますけれども、冒頭の挨拶に代えさせていただきたいと思います。

今日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、諸報告は、付託請願・陳情の委員会報告であります。初日に付託した6件であります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、土屋匡君。

〔総務文教常任委員長 土屋 匡君 登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 匡君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会において審査した結果を報告いたします。

記

1. 委員会開催日 令和7年6月3日（火）午後2時開会

長野原町役場 委員会室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 審査結果

（1）受理番号5号 小代地区消火栓設置に関する陳情

応桑区長 萩原裕男

採択（調査後対応）

（2）受理番号7号 与喜屋地区内のカーブミラー補修についての陳情

与喜屋区長 萩原榮治

採択（調査後対応

緊急性等区長へ対応を投げかける）

（3）受理番号8号 与喜屋地区多目的集会施設の修繕についての陳情

与喜屋区長 萩原榮治

採択（30%補助）

（4）受理番号9号 消火栓の新設や修繕について

北軽井沢区長 千川寿雄

採択（75%補助

N o. 5については、早急に見積もりの提出を要す）

4. その他

（1）委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

（2）教育委員等合同管内学校施設等所管事務調査について

令和7年7月11日（金）とした。

（3）その他

特になし

5. 閉 会（午後2時43分）

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長（黒岩 巧君） 総務文教常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

付託陳情 4 件、採択 4 件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終結します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、牧山明君。

〔産業建設常任委員長 牧山 明君 登壇〕

○産業建設常任委員長（牧山 明君） 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託された陳情等について審査した結果を報告します。

記

1. 委員会開催日 令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 1 時 55 分

長野原町役場 小会議室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 審査事項

（1）受理番号 6 号 道路補修整備についての陳情

応桑区長 萩原裕男

一部採択（穴埋め等の部分補修を早急に実施し、全面補修については次年度以降実施に向け検討する）

（2）受理番号 10 号 舗装補修についてのお願い

北軽井沢区長 干川寿雄

採択（年度内実施）

4. その他

1) 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

2) その他

農業団体との意見交換会等を実施するため、内容、方法に関して委員同士で意見を出し合い、実施に向け協議・検討することとした。

5. 閉 会（午後2時38分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 産業建設常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

付託陳情2件、採択1件、一部採択1件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終結します。

◎委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第74条の規定により、各委員会から配付のとおり申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり扱うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、申出のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

本件は、行政視察の実施、全国町村議会議長会が主催する広報研修会への参加について、議員派遣の議決を求めるものであります。目的、期間等、配付のとおり計画しております。

特に質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

お諮りします。議員派遣の件については、原案のとおり実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、議員派遣することに決定しました。

◎一般質問

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、一般質問を行います。

今回、通告のありました質問者は7名であります。

◇ 杉 崎 能 久 君

○議長（黒岩 巧君） 通告順に一般質問を許します。

最初に、1番、杉崎能久君。

〔1番 杉崎能久君 登壇〕

○1番（杉崎能久君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

地方創生の推進に向けて国は、ふるさと住民登録制度を創設するなど、地方への移住者を増やすことを目指しています。

長野原町においても、今年度より小学生以下の子供がいる移住世帯に支援金100万円を支給する方針を決めておりますが、支援後の具体的な定住促進案については具体性に欠けております。

子育て世帯の移住を本気で進めたいのであれば、暮らしのリアルを支える施策と体制づくりが求められると考えておりますが、今後どのように移住者支援を行っていくのか、現実的かつ優先度の高い対策について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員のご質問にお答えします。

まず、議員のご質問の中にありました移住支援金についてでございますが、今までは、国や県の補助金を活用し、基本的に東京23区からの移住世帯のみが対象でありましたが、新たに町独自で、それ以外の町外からの移住世帯に移住支援金を支給するもので、対象世帯は、小学生以下ではなく、中学生以下のお子さんがある世帯とし、今年10月の開始を目指して要綱整備等の準備を進めております。

今般、政府が示しましたふるさと住民登録制度は、関係人口に着目し、仕事や趣味などで継続的に居住地以外の地域に関わる方々を登録できる制度であり、関係人口の地域との関わり方には、仕事やボランティアを通じた地域の担い手としての貢献や、消費活動等による地域経済への貢献が期待できると考えられます。

今年度の私の施政方針で述べさせていただきました、グローバルスクール誘致によるグローバル教育構想、新たな人の交流の創出を目指すオークワテラスの地域コミュニティ構想、そして、浅間高原が元気になる未来構想とグランドデザインを創る浅間高原未来構想の3本の柱が、現実的かつ優先度が高いものであると考えております。

これらの実現が、先ほどのふるさと住民登録制度の効果と同時に、移住・定住や二地域居住につながり、様々な方々の交流が生まれ、地域経済や産業の発展、雇用の創出など、移住・定住促進のみならず、長野原町に好循環をもたらすものと考えております。

このほか、杉崎議員も活躍しております地域学校協働活動は、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動を行っており、それらの活動へ移住や二地域居住の方々も参加することで、地域の担い手やボランティア活動を通じて幅広い地域の方々と交流することで、それぞれのスタイルに応じた様々な関わり方ができ、移住してきた方々の定住が促進され则认为ます。

いずれにしても、移住・定住施策につきましても、長野原町に対する愛着や誇りといったシビックプライドの醸成が重要であり、「生きる力を育む町」を長野原町に関係する皆様と共につくってまいりたいと考えておりますので、杉崎議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） 移住政策なんですけれども、私も移住者ですし、この町に興味を持っ

て、私の場合は、妻がこの町の出身ということで、この町に来て仕事を始め、独立をして、先日も第3子が生まれて、非常に充実した毎日を送っております。

同じような人を増やすにはどうしたらいいのかというのが、私は、常々考えてはいるんですけども、地域に人を増やしてその未来を切り開いていくというのには、思い切ったチャレンジというのが求められると思うんですね。

今の現状を見ていると、人口減少、自然減、社会減含めて人口は減っております。10年間で800人ぐらいは減っているんじゃないのかなというふうに推察するんですけども、今のうちに、この限られた資源、人も物もお金もこの足りない現状で、どのように町の未来を切り開いていくのかというところを真剣に考えなければいけないと思っています。

私、考えたんですけども、戦略的に投資をしていくという視点が非常に重要なのではないのかなと思っております。

よその地方自治体を見ていると、人口が増えている地域というのは共通していることがありまして、それは何かというと、やはり子育て世代への支援に重点的に資金を投入しているという現状があると思います。

確かに、現状、財政状況は厳しいものがあると思います。新しい予算を確保するのも容易ではないと考えています。だからそういった既存の枠組みにとらわれずに、例えばですよ、条例を見直して新たな財源制度を立ち上げるとか。以前、私、一般質問でも町長に問うたんですけども、子育ての基金といったものを創設して、ふるさと納税や寄附金を柔軟に活用できるようにしてみてもどうかというふうに思っております。

一般的に、自治体の予算というのは、年度ごとに金額と使途が定められていると思うんですけども、そのような縛りにとらわれない財源を確保という意味では、独立した基金という形のほうが柔軟性があっていいのかなというふうに考えました。この基金があれば、こういったタイミングでどんな取組に資金を投ずれば、将来に大きな効果があるのか。最適な資金の使い方を選べるようにする、こういった試みはいかがかなと思います。こういった取組も、まさに投資の思考に基づいているものだと考えています。限られた資源をどう使うかということですね。

実際にこの基金を活用して、保育士さんであったり、教員の増員であったりとか、給与のアップとか、そういった間接的な子育て世代に響く施策というのが実現するのではないのかなと考えています。継続的で実効性のある取組があれば、地域の人口回復にもつながるのではなかのかなと。

それと、移住の施策に関しては、やはり、優秀な人だったり、企業に選ばれる必要というのがあると思います。人材だったり、企業、資金、地域の発展には不可欠な要素ではありますけれども、そういった人口が減少する中で、そうした資源、リソースといったものをどうやってこの町に引きつけるのかと、そういったところも重要になってくる、勝負になるのではないのかと思います。

魅力のある地域として、今地域が取り組むべきことは何なのか、これも、私、面白いアイデア、これも考えて、伺いたいんですけれども、例えば、地域おこし協力隊とか自治体の職員さんとか、その採用もアプローチの方法ってたくさんあると思うんですよ。今は、採用の情報を出して待っている状態だと思うんですけれども、こちら側からアプローチしてもいいんじゃないのかなと思うんですね。

例えば、転職支援サービスに登録している人、たくさんいらっしゃると思うんですけれども、この人に来てほしいと思える人材を探し出して、町長自ら言葉でメッセージを送って直接アプローチをする、こういう方法も面白いんじゃないかなと思います。応募を待つんじゃなくて自分から行くということですね、こちらから声をかけに行くという発想、それだけの違いなんですけれども、集まる人材の質というのも大きく左右すると思うんですよ。町長が直接というのは難しいかもしれませんが、この本気度を伝えるということが重要なんだと思うんですよ、本気の人の周りには本気の人が集まる、結果として、そういった本気の覚悟を持ったプレイヤーが集まって、町全体が前向きなエネルギーで満たされていくのではないのかなと。町の現状を把握して、必要なところに重点的に資源を投入して、仲間になる人材を自ら探していくと。これは特別なことではなくて当たり前のことなんですよ。

移住施策のその先にある地域活性の鍵というのは、子育て世帯へのPRと自治体や地域側が自分たちで連携する相手へのPR、これが必要になってくると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員、ありがとうございます。

杉崎議員、さっき、自分が移住者だというふうにおっしゃっておられましたけれども、杉崎議員の質問は、いつも子育て世代の方に対する、あるいは移住者に対する質問に一貫していて、僕はすばらしいと思っています。ありがとうございます。

100万円の支援金がクローズアップされてしまっておりますけれども、まず、そこから触れさせていただきたいなと思っているんですが、これ数年前から始まっているものなんです

けれども、移住者に対して100万円の補助金を支給する事業ですが、これは群馬県移住支援金事業という県の施策であるということは、これ最近できたものなので、杉崎議員も分かっていると思うんですね。

ただ、この事業は、ご存じのとおり、23区からの移住者だとか、群馬県の企業でもマッチングサイトに登録している企業に就職するだとかという、限定された方々に支給されるものだったので、しかも、移住者にとってすごく分かりづらい施策だというふうに思っていました。

でも、今度町が出した施策というのは、その分かりづらい施策を是正させるということが、一番の目的で私は考えたものです。だから、私の施政方針読まれたと思いますけれども、この当初予算、計上して、皆さんにお認めいただきましたけれども、施政方針には、このことは具体的にも述べていませんし、私としても推していません。

なぜならば、今回、これを目玉の施策だというふうには捉えていなかったからです。

確かにお金というのは大事だと思います。でも、お金が定住を促進するとは、私は思っていないし、思いたくありません。

いつかも申し上げたことありましたけれども、私が海外を放浪していて、杉崎議員も経験があるというふうにおっしゃっていましたが、この地域に長く住みたいというふうに思ったところというのは、やはり人だったと思います。人との良好な関係だとか、つながりというものが築けたところに私は長く住んでいました。

そう考えますと、一番我々に必要なこと、求められていることというのは何か、それは、受け入れる我々側の行動や意識を高めていくことが一番重要なんだというふうに思いました。

例えば、これは、本当、言おうか言うまいか迷っていたんですけども、今日、傍聴人の方々も移住者の方が多いというふうに見受けられますので、あえて言わせていただきたいと思います。例えば、この春に移住してきた人がいたとします。その方が、毎月毎月、議会のたびに議会がごたごたしている、そんな新聞記事を見たらどう思うでしょうか。この町大丈夫かな、多分、嫌になってしまうんだと思います。移住してきた人だけではありません。ほとんどの町民の方が議会に対してがっかりしていると思います。町外の方々にも、せっかく、今長野原町はいろんないいことをやっているのに、イメージダウンだというふうに言われる方、たくさん私、言葉、今いただいています。

議会内で何が起きているのか、私には真相は分かりませんし、私、裁判官じゃないので、どちらがいいとか悪いとかというのは言えませんけれども、今回の皆さんの行動というのは、

町民の皆さんの幸せにつながるか、到底思えません。移住者にとっても同じだと思います。どうか、議員の皆さんには、身内の中の政争で動くのではなくて、まずは町民の幸せを第一に考えていただきたい。

これは、杉崎議員に言ってもしょうがないんですけれども、10名全員の議員に、町長として、これは心からのお願いです。

再度申し上げますが、移住者にとって一番必要なことは、お金でも物資的なことでもなくて受け入れる我々の愛とか、きれいごとですけれども、愛情だと思っています。

あと、さっき、質問、付け加わった質問の中で、地域おこしとか、こちらからいったらどうだと話ありましたけれども、まさに、それは私もそう思っています。

今、長野原町役場に、地域おこし協力隊出身で役場の職員になったという職員がいますけれども、京都の出身ですが、彼に対しては、私は京都まで行って面接をしてきました。それと、最近、何人かも、町で働いている人間を、杉崎議員ご存じだと思いますけれども、地域活性化企業人という、それに関しては、まさに待っているのではなく、どちらかというと、私のほうで一本釣りをしてくるというか、ただ、でも誰でもいいものではないので、今まで関係した、こんなにすばらしい方がいるのか、そういうふうにした方をお声かけさせていただいているのですが、今日も東京から来て、昨日も今日も来ていらっしゃる方がいるんですけれども、杉崎議員なら分かると思うんですけれども、世界でも3本の指に入るコンサル会社PwCに元勤めていて、去年起業されて、自分で仕事を起こしてやっている方が、今長野原町の仕事をやってくださっています。

地域おこし協力隊がいいかどうかというのは、私、さっき杉崎議員が言ったように、待っているのではなくこちらからということを見ると、地域活性化企業人のような方を、たくさんこれから町に受け入れていったほうがいいのかという感覚になっていますので、それはこれからも継続していきたいと思っています。

それと、今、町の予算を見て、いろいろな仕組みを考えたらどうかというふうにおっしゃってくださっていますけれども、これはもうあくまでくどうですけれども、また言わせていただきますけれども、私が町長になった10年前、普通の一般会計の予算を組むのに、毎年毎年、5億足りない、6億足りないというそんな世界だったんです。非常に大変な時代でしたけれども、この10年間のうちに、ここにいる役場の職員の皆さんの頑張りも、多分、大きかったんだろうと思いますけれども、かなり財政上も格段に改善してきております。経常収支比率や財政状況指数を見れば一目瞭然の世界だと思います。

これ、何度も挨拶の席で言っていますけれども、自治体四季報、会社四季報ではなく自治体四季報というものがあって、それはどういうものかという、自治体を、一般企業を見るような視点で、あらゆるデータをあらゆる角度から調査をして、それをデータ化、スコア化したものです。

それが、私、町長になってから、年々順位を上げてきておりますけれども、2024年、最近のランキングを見ますと、長野原町は今全国で26位、群馬県では断トツ1位という結果をいただいております。それは、当たり前のようになってきたわけではなくて、議員の皆さんもそうでしょうけれども、我々役場職員の血と涙のにじむような努力の結果だというふうに、私は思っています。

だからこそ、今いろいろな事業が考えられるようになったわけであって、ただ、でも、これから、いかに国や県のお金を獲得して、それをこの町に生きたお金として投入していくにはどうしていけばいいか、そういうことは、杉崎議員をはじめ、議員の皆様とは、言葉を交わして形にしていきたいと思っています。

杉崎議員は、本当に移住者としてもいいセンスを持っていると思いますので、ぜひとも、ご助言、あるいはお力添えをいただくことをお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、1点、ふるさと住民登録制度、杉崎議員、おっしゃってくださいましたけれども、恐らく、まだ、このことをよく分かっている議員の皆さん、あんまりいないんじゃないかなと思います。国もまだ、方針、確実に決めていませんので、でも、近々その方針を示すというふうにおっしゃっていただいています。だからといって、国がその登録制度に向けたシステムだとかアプリをすぐにつくるというふうには、僕は到底考えていません。

でも、長野原町の強みというのは、杉崎議員もご存じのように、NTTドコモグループが数年間かけてプラットフォーム構築しました。それを考えると、町独自のこのふるさと住民登録制度を行うシステム、あるいはアプリ、あるいはスキームを組むことは、他の自治体に比べると、多分簡単にできるようなことだと思っています。アプリとかプラットフォーム、今、5,000ダウンロードを超えましたけれども、そういうことも視野に入れて、未来を見据えてつくってきたものだということを、改めて議員の皆さんには認識していただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 1 番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） 地域おこし協力隊、町長自ら京都のほうまで面接に行かれたということ
とで、すばらしいなと素直に思いました。

自治体の首長自ら出向いてというところで、その声かけられた方も非常に嬉しかったでしょうし、町のために頑張ろうと思ってきて、こちらに来て仕事をしているのではないのかなというふうに考えます。

移住の施策、町長世界を回って、この町に戻ってきて、今町長という職責を果たされていますけれども、やはり、私も同じように世界を回っていた時期がありまして、町長と同じように人が大事だと、その国に住む、その地域に住む人が気に入って長期滞在していたという経験があるので、非常に人が大事というところは共感できます。

今、議会の混乱の話が出ましたけれども、新聞記事等で長野原町議会が今混乱をしているのではないのかと、私も支援者の方からたくさんお話をいただいています。随時丁寧に説明はしておりますけれども、やはり、その新聞記事だったりSNSで情報見るだけだと、どうしてもがった見方になってしまう方々も一定数いらっしゃるって、私の説明も足りない部分というのがありますので、ここは丁寧に、今後も説明はしていきたいなというふうに思っています。

やはり、それに共通しているのは、今我々が持っている情報だったりとか、こうやって議会で話している情報をいかに公開をしていくか、透明性を持って皆さんに説明をしていくのかというところが大事になってくるのかなと思います。

町が進めるいろいろな政策が、施策あると思うんですけれども、そういった成果を、これも私の案ですけれども、今町はこんなことしていると、そういったものも全て、進捗だったり成果というものを住民に公開するということも大事な取組なのではないのかなと思います。

やはり、住民の皆さんの税金を使っている以上、今やっている事業がどんな結果になったのか、そしてそれは何のためにしているのか、それこそまさに、先ほど町長がおっしゃったように、どのようにして町民の幸せにつながっているのかというところを、逐一詳しく説明していくということが大事なのではないのかなと考えています。町民の皆さんが、町が今何しているか、それを把握している状況をつくっていく、これが重要になってくるのかなと思います。

そうすることで、行政もそうですし、民間の方々、この町で暮らす方々も、これは極論ですけれども、悪いことはできないと、その成果であったり情報を公開する、そういった共有

する、そういうプラットフォームがあるということは、何か悪いことはできないしうそもつけない、それが誠実さにつながっていくのではないのかなと思います。そういった、真剣に町と町のこと、町の事業を全て自分事として捉えていく、真剣に向き合う環境が自然と生まれていく。情報公開によって住民の方々の理解が深まって、その理解が、事業者の覚悟だったりモチベーションを後押しする。こういった循環が、この町の強みなのではないのかなと思います。

地域活性化という取組そのものが、繰り返しになるんですけども、やはり、その投資という構造を持っているのではないのかなと思うんですよね。何よりも、先にやるべきことは責任の所在と明確というところですよ。ガバナンス責任設計というんですかね、何にどれだけ、今、町のお金を使うか、資源を使うかというところ、その結果どうなったかを関係者全員にしっかり伝えていく、情報開示の考え方ですよ。ここを徹底してやっていただきたいなというふうに思います。

地域に住んでいると、どうしても、地域の魅力だったり資源の価値というのは分からなくなってくるんですよ、当たり前になってくるんです、それが。そうすると、今、地域にこんなに魅力あるものがたくさんあるのに、そのチャンスを生かし切れない、生かせずに消えていってしまう。我々じゃなくて別の地域の方、あえて言いますけれども、別の国の方がそういったものを買ってしまったという現状が、もしかしたら今後起きかねないかもしれない、そういった危機感が、私、持っているんですよ。

なので、今、どんな企業や人だったり、この長野原町で何かしてみたいと思っているのか、その人たちが本気で関わりたくなるような理由というのが、この町にあるのかなとそこが疑問なんですよ。地域側から提供できているのかな、発信できているのかなと、これはずっと思っています。

私、個人的にSNSをやっている、スレッズというアプリがあるんですけども、情報発信を繰り返し、5月にフォロワーが1,000人を超えたんですね。その中で、全国から、大阪、それから東京、あと福島、長野原町に興味を持ってくれています。今、北軽井沢の農家さんと連絡を取って、農業体験をするというところまで話は進んでいるんですね。

そういった、個人個人の一人一人が情報発信をしっかりしていく、情報発信の力というのはすごいんですよ。今、町に住んでいる人たちが、自分たちの町、こんな魅力的なんだよと。移住者で、こちらに来て、なんと選挙に出て今議員やっていると、みんな面白がってくれるんですよ、そういう人がいるんだと。それプラス、そういう人間を受け入れてくれ

る土壤があるんだと、長野原町には、なんて懐の広い町なんだというふうな意見も聞いています。

何が言いたいのか分からなくなってきましたけれども、皆さん一人一人が、情報の開示、公開をしていく、そして発信をすることでこの町のことを知ってもらおうと。常々言っていますが、そういった一つ一つの努力がこの町に人を呼び込む、そういったものも移住政策の一つだと思うんですね。

今、そういった土壤が整いつつあるので、SNSとかフェイスブックでもそうですし、インスタグラム、そういったアプリがたくさんありますので、本気で地域に関わってほしいのであれば、ここで挑戦したいと思えるだけのリターン、それこそ、町長、先ほどおっしゃったように、金銭的なものではなくて、町の裁量だったりとか、信頼、あとは成長の機会、そういったものを提供する必要があるというふうに考えています。

持続可能な地域というのは、今ある資源が次の資源を生み出す好循環が成立している状態のことをいうと思っています。一度関わった人が一過性で、じゃ、もう自分関わったからこの町から出ていくという状況は、好ましくないですね。関わった人がもっともっと関わっていききたい、この町に骨を埋めたいというような仕掛けは、やはり、今住んでいる我々が用意してあげなければいけないというふうに考えています。そうすれば、人はさらに多くの資源を持ち込んでくれたりとか、よその地域から人材を連れ込んでくれたりという好循環が起こるというふうに信じています。

地域にどんな人に来てほしいのかをまず明確にすること、そして、その人が関わることで、もっとやりたいなと、もっとこの町に尽くしていきたいなと思える仕組みを用意すると、それが地域に必要な視点だと私は考えています。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員が何を言いたくなかったのか分からなかったというふうにおっしゃっていましたが、何を答えていいのか、私も今戸惑っているんですが、情報発信というのが一つのテーマとなったような気がするので、そこから触れていききたいと思います。私自身も、旧ツイッター、X、インスタグラム、フェイスブック、アカウント持っています、以前もがんがん発信をしていました。

これは、皆さんにおわびしなくてはいけないところが、去年の職員の不祥事の事件以来、その発信を止めてしまっています。再開するきっかけをつかめていないだけなんですけれど

も、再開したいと思っています。

ただ、杉崎議員も私にこうばんばんいつも求めてきて、その愛情を受け止め切れなくているんですけれども、その前に、僕はずっと議員の皆さんにお願いをしているんですが、一人一人と言いましたよね、僕は、議員の中でかなり積極的に発信しているのは、杉崎議員と湯本議員と黒岩議長ぐらいじゃないかなと思っています。恐らく、星河議員がアカウントを持っているの知っています。けれども、アカウントすら開いていない、そういう議員が多いんですよね、まず、杉崎議員先頭に立って議会まとめていただけませんか。僕は、本当に強くそれは願いたいんです。だって、僕が何度言ったってやってくれないんですもん。それを本当にお願したいです。

ただ、さっき、発信をして、どんどん発信したらいい、それは重要なことだと僕も思います。ただ、町内の中には、発信しても拾いに行かないと、結局受け止められないんですよね。行政というのは発信しています、防災無線だったり、オクレンジャーであったり、ホームページであったり、ただでも、それを受け取りに来ないと、結局伝えても伝わってないということになります。

それはもう、行政、自治体のあるあるだと思うんですけれども、それをどういうふうにやっていくかというところをテーマにしていきたいんですが、まさに、地域コミュニティ構想というのを、私、掲げましたけれども、これは、今、オークワテラスを造ることにおいて、その地域コミュニティ構想というのを、私は言葉をつくったんですが、あそこは、新たなこれからの、何て言うんでしょう、あの地域というのは、商店が幾つもあったのに、今全部なくなって、おまけに最後学校までなくなっていくところで、子供たちの声だけではなくさないぞというその思いからのオークワテラスを造っていったんですけれども、あそこから、世代を超えたコミュニティ、世代を超えた情報を取る場所、そういうものを築いていきたい。

その上で、こういう取組をやっているんだということを、全国に発信をしていきたいというふうに思っていますので、ぜひそこには、まさに地元中の地元の議員杉崎議員には、一緒にやっていただきたいなと思っていますですね。

あと、LCAだけではなくて、先日の新聞にもなりましたが、六合中学校の生徒を、全生徒を長野原町が受け入れる、来年から。このことも全国で見るとまれなケースです。国際スクールを長野原町に誘致してくる、こんな田舎に誘致してくるということも、全国的にまれなケースです。

まさに、グローバルな視点で、この地域から世界に発信していくという思いで今やってい

ますので、そこに対してもご協力いただきたいし、まだまだ、ただ構想は掲げただけで、具体的に全くなっていませんけれども、浅間高原未来構想、これは、観光客の皆さんにもそうですけれども、農家の皆さん、地域の皆さん、子供から高齢者まで、誰もが笑顔になれるような拠点を北軽井沢につくっていきたいと思っています。

ただ、そこには、お金の匂いに吸い寄せられてくるような人間じゃなくて、まさに、さっき、愛とかというきれいごとを言いましたけれども、浅間高原に対して愛情や誇りのある方たちと、その浅間高原未来構想をつくり上げていきたいと思っています。移住者としては先輩になります横に座っている梶野も、多分私と同じようなことを言うと思います。

ぜひとも、まだ数年ですよ、僕は5年ですか、移住者の代表として、誇らしい足跡を杉崎議員が残されていくことを最後期待申し上げて、答弁にしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩といたします。

再開は10時55分に再開します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時51分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◇ 星 河 明 彦 君

○議長（黒岩 巧君） 一般質問、次に、5番、星河明彦君。

〔5番 星河明彦君 登壇〕

○5番（星河明彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて、持続可能な水道事業の推進に向けた町の施策について伺いをいたします。

長野原町において、安心安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給し続けることは、町民の生活と地域社会の持続的な発展に不可欠です。

町が策定された水道事業経営戦略では、老朽施設の更新や耐震化、人口減少に伴う収支の

悪化などの課題に対する方向性が示されており、評価すべきものと考えます。

しかしながら、施設更新に係る多大な費用、電力等の運営コスト、料金収入の減少などを背景に、水道事業の持続可能性には一層の工夫と取組が求められております。

このことから、幾つか質問をさせていただきます。

まずは、水道施設の更新や耐震化についてお伺いをいたします。

経営戦略では、老朽化施設の更新や、耐震化対策が重要課題として挙げられておりますが、現時点での進捗状況はいかがでしょうか。

また、今後の整備に当たっての優先順位や、財源の確保について、町としてどのように取り組んでいるのかをお聞かせください。

次に、人口減少の影響による水事業の低下と、それに伴う収支悪化についてお伺いをします。

経営の健全化に向けて、広域連携や事業統合の検討はされているのでしょうか。

また、水道料金の見直しや、負担の適正化について、町としてどのような方向性を持っているのかお聞かせください。

最後に、水道施設の運営コストのうち、大きな割合を占める電気代についてお伺いをいたします。

現在、浅間高原水道事業を除いて、年間で2,200万円の電量コストがかかっているとされておりますが、再生可能エネルギー、例えば太陽光発電や小型水力といった手法を取り入れることで、電力の自給やコスト削減が図れるのではないかと考えています。

町として、コスト削減策は検討されているのかお伺いをいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 星河議員の1点目の、施設更新・耐震化の今後の整備方針についてお答えいたします。

経営戦略に明記された施設更新や耐震化については、計画に基づいた整備を進めますが、昨年の大規模断水の経験と、施設の老朽化により頻繁に発生する漏水箇所修繕を含め、今年度は、特に緊急度の高い中部簡易水道中央第3配水池、洞口第1調圧槽の機能強化をはじめ、石綿管の布設替えなど管路の耐震化整備を継続するとともに、財源におきましても、過疎債を活用し、緊急度の高い施設から順次整備を進めているところでございます。

2点目の水道事業における人口減少による料金収入の減少は、全国的な課題となっています。

この状況に対応するため、吾妻圏域では、広域連携推進の設立準備会議が発足されました。現在、薬剤購入や水質検査など、運営効率化を図るためのソフト面での連携が進められています。今後、協議会設立に向けた具体的な協議を進める予定であります。

また、今年度の経営戦略の見直しでは、持続可能な運営のために適切な水道料金の在り方についても検討事項となっております。

これにより、水道事業の健全な経営を確保し、地域住民に安定した水の供給を続けていくことを目指してまいります。

3点目の再生可能エネルギー導入によるコスト縮減対策についてですが、近年の電気料の高騰が水道事業の運営に大きな影響を与えております。そのため、先進地の取組事例を参考にしながら、施設の統廃合や設備の合理化を進めることでコスト削減に取り組んでいきたいと考えております。

また、官民連携の強化やスマートメーターの導入を通じて、水道水の安全で良質な水道の供給を維持しながら、将来にも安定した水の供給を確保し、事業の持続的可能な経営基盤を築いていくことを目指すとともに、地域住民の安心安全な水の供給を守るための取組を進めてまいりますので、星河議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） まずは、更新、耐震化の進捗ということで、今のところ、対症療法でしかできないというのが現状なのかなというふうに思っています。例えば、ここが漏水したから直したら、違うところが圧がかかってこっちの管がはねたとか、そんな状況になっているんで、まずは、管路がどこを走っているというところの調査からなのかなというふうには思いますけれども、今一生懸命頑張っていて、その対症療法からいつになったら予防処置に変えられるのかなというところが、大事なところだと思いますけれども、いつかは、そうではないいつまでたっても、漏水したところを直す、ここを直すというような対症療法でしかないと思いますので、踏ん張りどころだと思います、今年、来年ぐらいを踏ん張って、何とか予防処置ができるようなところの計画をつくっていくようにしていただきたいなというふうに思うんですね。

そうなってくると、今度は、老朽化はどこの設備から直していこうとかという評価基準を

つくって、それなりの力量がある人が評価をし、計画的な水道事業の計画の策定ができるのではないかなというふうに思いますので、水道課長、うなずいているので頑張ってくれると思いますけれども、力の入れどころだと思いますよ。どこかではつんと頑張ってもやらないと、いつまでたっても対症療法で追っかけられるだけになりますから、お金もかかると思いますけれども、そこはきちっと明確にしていくべきだと思いますので、そんな計画をまずはつくっていただきたいなというふうに思います。

それから、2番目の人口減少に伴う地域連携ですね、いろんな事業で地域連携を行っていますけれども、この間、上毛新聞にも出ていました、地域連携で5圏域でしたっけね、群馬県として取り組んでいくということです。ここは、先ほど協議会を立ち上げて進めていくということでしたので、それで計画どおりに進めていただければいいのかなというふうに思います。一番手っ取り早いのは浅間水道なのかなというふうに思っています。

3つ目にいきます。

再生可能エネルギー、ここが本丸なんですけれども、今年度の水道事業の営業損失1億7,000万円で、この数字だけ見るとどうしようもないかと、要は水道の事業ですから、投資関係なしですから、皆さんの家庭に水道を送るという事業だけで1億7,000万円の赤字、これだけだともうどうしようもなくて手がつけられないなというふうに思ってしまうんですけれども、決算資料上、その設備償却は1億幾らあったり、前受け金があったり、そのややこしいところを引っこ抜くと、営業の収益、要は皆さんから集める水道料金のお金が1億500万円ですかね、人件費、それから電力等々の水道を送ってあげる費用、それが1億2,100万円なんです。そうすると、足らずめは1,500万円だけ、何とかなるような気がしませんかね。

これ、もう一ついうと、さっき言いました、電気代が2,200万円かかっているんですよ。2,200引く1,500だったら、700万円のプラスになるじゃないですか。

さっきの話に戻りますけれども、年間1億7,000万円の赤字を何とかしろと言われたら、これは無理だよねという話になりますよね、例えば、課長、100メートル9秒で走ってこいと言っているようなものですね。ではなくて、9秒で走れるところはどこまでだったらできますかというふうに言いたいんですね。最初から諦めず、何とかしましょうよという話です。

小型水力の投資だけだったら、1億以下、8,000万円ぐらいでできるんですね。そうすると4年でツーペイですよ。4年でツーペイできて、その後は自分のところのもうけになる。そうすると、前のときに言ったかもしれませんが、漏水していたときに水道料金上げませんか

という話をしたと思うんですけれども、この段階で水道料金を上げたぐらいでは到底追いつかない部分ですから、逆に、この事業をやると水道料金下げられると、まずは、基本料金、一般家庭の基本料金をゼロにもできると思うんですね。700万円ぐらいですか、1,000万円ぐらいの負担で各家庭の基本料金はゼロに、先ほどの移住の話ではないです、一つの、長野原町に来てくださいというアピールにもなると。

当然、使った分はお支払いいただきますけれども、そこも、例えば、売電がうまくいけば、水道料金で稼いだお金でどんどん下げられる、それから、別個で、今は語っていませんけれども、こことは別個で資本的投資というのをね、資本的投資の部分も補えてくるのではないかなというふうに思うんですね。

先ほど、1億何千万円の償却が除いてと言いましたけれども、毎年1億ぐらいの償却をしていくということは、水道事業にそれだけの投資が要だということなんです。

ただ、今までと同じような能力のある施設は要らなくなりますね。人口も減少してくる、効率もよくなってくるということですから、その辺も見ながら、設備投資も考えていっていただければいいのかなというふうに思います。

私の本丸としては、この水道事業に再生可能エネルギーを導入して、まずは、水道料金、業務上の部分もツープイできるようにして、単年度の水道事業という部分は黒字にしましょう、償却という部分を除いた部分ですね、本当に水をポンプでくみ上げて、皆さんの蛇口の、家庭の蛇口まで送るところの料金の事業はツープイにしましょうと、ちょっとやる気になりませんかね、どうでしょう。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 星河議員の質問の中でも、今、私、頭整理させますけれども、今すばらしいスキームを言っていただきましたけれども、それもできるのも、今、長野原町がこの10年間でやってきた努力によってつぎ込むお金ができていうことが、まず挙げさせていただきます。

なぜならば、さっきも杉崎議員のときも申し上げましたけれども、10年前は、普通に生きていくためのお金が5億、6億足りなかったという状況だったので、予算組みの段階で。これは、前の町政のことを言うのはタブーなことかもしれませんが、町民の皆さんに見えづらくなったのであえて申し上げたいと思いますけれども、水道事業に対して、10年前も結構大きなお金がつぎ込まれていました。それはなぜかという、ハッ場ダム事業があったからです。それは、純粋な町のお金ではなくて、国からの頂いたお金をつぎ込んでいたの

で、完全に見えづらくなっています。

それはどういうものに使われたかという、5地区にはすばらしい配水池、何億もする配水池できましたよね。これは考えられないことです。でも、ほかのことがおざなりになっていた、これは事実です。

前の町長もその前の町長も、そのときからこつこつやってきたとすれば、今こんな状況にはなっていないはず。ただ、だからといって、前の町長もその前の町長を悪く言うつもりはありません、なぜならばお金がなかったからです。

でも、今は、その使えるお金、何とか工面できるようになってきたので、今年度は、3億7,000万円を町の一般会計から水道事業に投入しています。

さっき、水道料金安くするというふうに言ったら、町民の皆さん皆喜ぶと思います。でも、その3億7,000万円を補うためにはどのぐらいの料金が必要かという、今の水道料金を10倍ぐらい値上げをすると成り立ちます、事業的に。でも、以前も私は考えを申し上げましたけれども、水道料金は上げるつもりは今の段階では全くありません。ただ、傍聴者の皆さんには申し訳ありませんけれども、下げる気も全くありません。

なぜかという、今、国の考え方のトレンドをお教えしますが、星河議員ご存じだと思います。昨年、下水道はもともと国土交通省の管理でした。それが、上水道が厚労省から国土交通省に移管されました。

これは何を意味するかというと、頻繁化する災害、能登なんかすごいことになりましたよね、水道が。その災害の対策、あるいはインフラ整備に対して、国も本気で腰を上げたんだぞということが、僕はそうなんだろうというふうに期待をしています。ただ、全国どこも水道施設が老朽化しているというニュースを、最近よく目に見えますよね。それを、国が全て補助金なり支援金なりなどで補っていくかという、それも考えられません。さっきトレンドと言いましたが、国の考え方の一部、かなり大きな金額ですよ、施設を整備するには。その改修する補助金というのは今はないんですけれども、多分、国土交通省はつくってくれるだろうと思いますし、私はつくってくれという陳情はしていきたいと思っています。けれども、それを全国どこも同じように配っていくかといったら、多分そうしたら国は破綻すると思います。

国の考えというのはどういうものかという、国も傷むから地域も傷んでくれという考え方です。どういうことかという、例えば、地域も傷むというのは、水道料金を私たちも上げていますと、上げても整備をするお金が足りないんです、だから補助金をください、分か

りました、多分そういう考え方になっていくだろうというふうに想像されます、容易に。

だから、先ほど言った、水道料金は下げるつもりはないというふうに申し上げました。そもそも長野原町の水道料金、他と比べて安いはずで、大分。だからそういう、それが私の考えです。

そして、管路、石綿管を早く直したほうがいいかという考えありますけれども、僕は、北軽の漏水や大津の漏水、去年の、その経験を経てすごく感じたのが、これは管路ではなくて、配水池や減圧する装置に問題があるということが分かってきました。なぜならば、その5地区の配水池はみんな新しくすごいものになりましたけれども、大津もそうですし、北軽、応桑もそうですし、もう何十年もたった配水池を使っています。その整備こそ、早くしなくてはならないのではないかという今考えになっています。ただ、その配水池を造るとしたら、例えば3億とか5億とかいってしまうと思います。

今回、優先順位をまさにつけたものとして、中部簡易水道の第3配水池に緊急遮断弁というのをつけるというのを、当初予算のときで説明させていただきましたけれども、それ、議員、金額覚えているかどうか分かりませんが、8,000万円です。緊急遮断弁というのはどういうものかという、どこかで漏水をしたときに全部配水池の水からさーと流れないようにするために、コンピューターが勝手にそこで水道を遮断するという装置です。それだけで8千万弱かかってしまうんです。

さらには、北軽簡易水道の一部で、減圧弁というのを取り替える作業を今年度しようと思っていますけれども、減圧弁というのは、高いところから低いところへ流れてくる水の圧を弱める装置です。それですら2,700万円もするんです、それだけで1億円超えという、それを考えたら、幾らお金があっても足りないという状況なんですけれども、今年は3億7,000万円投入していますし、できる限り、町民の皆さんにとって水というのはなくてはならないものですから、お金を投入していきたいと思っています。けれども、その水道料金の考え方というのは、私の考え方はそういう考えです。

それと、小水力発電とかで2,200万円の電気代を補ったらどうか、これは、星河議員の考えと私はもう完全に一致しています。

何年か前に、徹底的に長野原町の川とか用水路を調査したことがございました。でも、全くそのポテンシャル、ビーバイシーが取れませんでした。費用対効果が取れなかったということです、フィットを使っても。でも、その後、技術も日進月歩で進んでいますし、かなりの、本当に小水力で発電が可能になってきていますので、もう一度これは挑戦すべきところ

があるんじゃないかなというふうに今思っています。

それと、私の考えは、川とか用水路は使いません。さっき、高いところから低いところに流れている、その圧を弱めるというお話をさせていただきましたけれども、例えば、東部簡易水道というのは、狩宿の水源から三軒屋の浄水場を経て、そこから下に下ろしていますけれども、物すごい圧がかかります。その圧をなくすために、減圧槽というのを3機も設けているんですね。わざわざそこで圧を減圧するのであれば、そこに発電機をつけたらうまくいくんじゃないかというのが私の考えです。

もっといえば、中部簡易水道の第3配水池から第1配水池、落差があるので、第1配水池でその圧を完全にゼロに落としています。そこから、大津だとか長野原だとか羽根尾のほうに水を配っているんですけれども、その配水池もかなり老朽化をされていて、修繕もしくは考え方変えていかないといけない部分がありますので、そこに発電をする機械を設ける。それは非常に、論理的には完全に通っていますので、それができるかどうかというのを調べさせていただきたいなと思っています。

ただ、これは、個人的な考えですけれども、フィットというのは、いいように思えていましたけれども、よくないものだったなというふうに思っています。なぜなら、フィットのお金というのは、みんな、我々庶民たちからの電気代に再エネ賦課金ということで追加をされて、我々が支払っているんです。しかも、フィットがなくなったときに、その小水力発電を維持できるかというそこまでの、僕は計算できていないです。フィットは20円です。

確かに、今太陽光発電というのは10円を切ってしまっています、買取価格が。でも、まだ水力というのは20円以上もうけていますので、今、先ほど、私が申し上げた水力発電をつくったとした場合、200キロワットですけれども、200キロワット以下に抑えなければいけませんけれども、成り立つと思いますというか、もうかると思います。星河議員の言っているスキームが完全に合致してくると思うんです。

ただ、20年後の大規模修繕だとか、そこに関わってきますので、メンテナンスとかも含めて、その費用対効果が取れるかというところまで、私は計算したいと思っています。

なぜならば、過去にやったものが、今、負の遺産になっているというものがいっぱいありますよね。我々は、未来の子供たちに対する責任というのも果たさなくてはいけないと思うんです。

今は、多分いけると思います、全然、もうかると思います。けれども、その20年後を担っていく、今いる子供たちにとって、それがいいものになるかということも含めて考えさせて

いただきたいなと思っています。

答え切れたかどうか分かりませんが、一旦止めます。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 5 番、星河君。

○5 番（星河明彦君） 電気からいきますかね。

発電所の設置場所は、小型のね、これ町長と一緒に、長野原町の地形を有効に使った標高差があるところ、水流れているわけですから、そこ使えばいいというのは町長と全く同じ考えです。

それから、20年後を見据えて設備投資考えているというこういうお話でした。これは分かります、あるべき姿というのを見据えたところで、長期・中期計画を立てていくというのは分かりますけれども、あれじゃないですか、投資をして、ツープイできる年度が5年とか10年だったら、まずは10年先考えて、これから10年先になったら、とんでもない技術がまた出てくるかもしれませんね。だから、そこはそこでまた考え直せばいいのかなというふうに思います。ただ、あるべき姿というのは、町長おっしゃるとおりに持っていなければ、どこの方向に向かっていくか分かりませんから、そこだけはしっかり見据えて、手段をその年代年代に合わせて変えていくというのにも必要かなというふうに思います。

ですから、まずは、その小型水力発電が、例えば、5年、6年でツープイできるのであれば、そこからスタートしていかないと、20年先見据えた段階で無理かなと思って止まってしまうのはもったいないような気がしますので、そこも考慮していただければと思います。

それと水力と、それから電灯も使っています。電灯は、動力が占める電気代よりも非常に安いですが、今ソーラーパネルとLED照明とくつついた安いやつも売っていますよね。そういうものからまず導入していくと。そうすると、大体年間で200万ぐらいの電灯料金というのが削減できるはずなんです。

例えば、その水道設備のポンプのあるところですから、セキュリティーが心配だといえ、人体センサーのついたやつで、人が寄ったら明かりがついて警報が鳴ってみたい、それから防犯カメラをつけておくとかというふうにすれば十分カバーできると思いますので、まずは、できるところから少しずつ進めていくというのが大事かなというふうに思います。これ、ぜひ進めていっていききたいなというふうに思うんですね。

それから、もう一つ、先ほどさっと流しちゃいました、地域のこの連携の話の中で、今、私言っているの中部と東部の話だけなんです。浅間高原というのはまるっきり外しているんです。浅間高原水路というのは、これはもう嬬恋と一緒にやっていったほうがいいと思う

んです。

今年もたしか4,000万円ぐらいでしたかね、浅間高原に投資をする計画になっていると思うんですけども。議決をしている分ですから、それはそれで計画どおり進めていただいて、嬭恋の村長とご相談をしながら、連携という部分はそこから進めていくのが何かいいような感じがするので、そこもご考慮いただければなというふうに思います。

町長おっしゃるように、使えるお金がたまってきたというのは、これはもう町長の実力だと思います。そこは、自分の持ち物がないと本当に何もできない、お金がないと何もできないというのは重々分かっておりますので、今行っている行政サービスが今時点ではベストですよ、町民の皆さんに行っている行政サービスは今がベストだと思いますので、今まで皆さんが、役場の皆さんが努力してきて、経営状況がよくなったわけですから、次のステップの行政サービス、今年度も新しい取組をいろいろされますけれども、の中に、私が言ったのは、水道料金の基本料金を下げてあげるのもどうでしょうか、それは水道事業として黒字が出た部分なんでそこは還元したいというお話をさせてもらいました。

国の話もありました、じゃ、何で水道事業を企業会計にしたのかというところもあると思うんですよ。この水道事業が、さっき町長おっしゃっている、全国どこでも真っ赤っ赤だと思うんですよ。老朽化して設備投資をどんどんしなければいけない、それを、住民の皆さんに分かっていただくための、企業会計でこれだけの赤字が出ているという認識をしてもらうというところから始まっているのかなというふうに思います。

そうじゃないと、一般会計が出ていれば、あやふやになってしまうと思いますので、この辺で経営改善というのをもう一段階ギア上げてやっていただきたいというふうに思います。

そのギア上げて、その水道事業というのを改善していただくために、町長としてどんなリーダーシップを持って発揮して関与していくのかというところをお聞かせいただければと思います。これは最後の質問になります。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 星河議員、ありがとうございます。

電気のこと、もう少し触れさせていただきたいと思いますが、ちょっと確認させてください、2,200万円って下水も含まれて、上水も、上水だけで2,200万円ということなんですけれども、下水のことも含めますとかなり大きな電気代だと思いますんで、小水力発電の考え方というのは、これは再度、真剣に考えなくてはいけないことだなと思っています。

ただ、太陽光でという話もありましたけれども、それ以前に、例えば、そのポンプ自体も、技術が、技術革新進んでおりますので、コンパクトなポンプにしていく、電気のかからないポンプにしていくという考え方も必要だと思います。まさに、下水道というか農集排に関しては、これは本当にまさに、30年前、それが正しいことだと思って農集排に移行してきましたけれども、今の私にとっては、浄化槽に転換していったほうが全然いいというふうに思っています。

なぜならば、1軒の家を、例えば、北軽・応桑のなんかでいうと、1軒の家を、下水を引っ張ってくるのに、何百万なのか何千万なのか忘れましたがけれども、ポンプで引っ張ってくるという、その電気料をかけているというすごくもったいないことをしていますので、それも、今日、明日で切り替えるなんてことできませんけれども、私は、農集排を合併浄化槽に、これからは転換していったほうがいいというふうに考えています。

あと、浅間高原水道に関しては、これを過去の歴史から話しますと、多分それだけで1時間かかる話になってしまいますし、嬌恋と肩を組んでスクラムを組んでやっていけないという理由もここで話をしたいんですけれども、非常にこれは歴史的な問題がありますので、これは後日個別にお話をさせていただきたいと思います。非常にこれはセンシティブな問題もありますので、お話しさせていただきたいと思います。

あと、リーダーシップという言葉がありましたけれども、今、実は私簡易水道協会の群馬県の会長をやっています。

広域的にうまくいっているというところは、うまくいくだろうと思われるところは、ほとんどが都市部です。吾妻郡も吾妻郡内で広域的に水道事業をやっているという思いは、私にもありますけれども、これはもう非常に困難なこと、しかも、広域にやったら、それが幸せになるのかということも、私の中では答えに出ていません。

なぜならば、これは星河議員、計算はじけるといいますので、ビジネスにならないからです、この中山間地域で。だから、非常に難しいし、6町村、首長が6人いると、相当なリーダーシップが必要になってくるといいます。

なぜならば、以前、星河議員が六合中のことについての一般質問なされたことがありました。もうちょっと段階的に積み上げていったほうがいいんじゃないか、簡単にいうとそういう質問だったと思います。そんなことやっていたら、多分、100年たっても吾妻郡の連携というのはできないと思います。あの六合中のことも、なぜこんなにスピードを持ってきたかということ、中之条の首長と私の意見が合って、トップダウンでリーダーシップで推し進め

たから、この短期間で六合中の生徒を、前代未聞の事業だったというふうに思いますけれども、受け入れる体制ができたということです。

じゃ、群馬県の会長の萩原睦男がリーダーシップ取ればいいじゃないかと思うかもしれませんが、私も11年たちましたので、ある程度ものを言えるような立場になってきましたので、そのあたりのところは、まずは吾妻郡で何ができるのかということを声に上げていきたいと思います。

でも、その前に、やはり目の前のもの、優先順位とか計画をつくれと星河議員にいつも口うるさく言われるんですけども、この水道事業に関しては、計画を立てても、それが明日には崩れてしまうという現状になっています。それは、その場のしのごという言葉ありましたが、そういう状況でもう毎日戦っているからなんです。でも、それはしょうがないです、それはやっていくしかないんで、その上で、先ほどの先進的な電気の発電だとか、機能のいいポンプだとか、そういうものに対して生きた金を投入していければというふうに思っています。

ぜひとも、星河議員というのは、そういうあたりのところは非常に考えていますし、私が持っていない考えを持っていらっしゃいますので、ぜひとも、これからもご指導いただきながら、一緒に考えていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） ここで、傍聴の皆様をお願いをいたします。

携帯電話をお持ちの方、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただくようお願いいたします。

また、本会議中は議場の録画、録音、また音声の録音、撮影等禁止されておりますので、スマホ、携帯電話を操作する場合は、議場の外に出て操作をお願いいたします。

◇ 萩 原 広 美 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、4番、萩原広美君。

〔4番 萩原広美君 登壇〕

○4番（萩原広美君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

町長はよく、高齢になっても指1本のクリックで物資等が自宅まで届けられる話をされて

いますが、ごみ出しに対してはそのようにいきません。

皆さんご存じで、確認になりますが、現在町では、可燃ごみ週 2、不燃ごみが月に 2、不燃粗大ごみが月 1、可燃粗大ごみが隔月 1、ペットボトルが第 1・第 3 土曜日、資源ごみが第 2・第 4 土曜日に回収されています。

町内のごみステーションは158か所、ペットボトルは全体の 4 分の 1 程度だと聞きます。

高齢化に伴い、車の運転できない方や、独り暮らしの方で、体調の優れないとき等で、ごみの回収場所まで距離があるため、大変な思いをされているという話をよく聞きます。

町に 4 か所設けられております、プラスチックごみやビン、瀬戸物等は、いつでも回収場所に持込み可能ですが、歩いて持っていける人ばかりではありません。ごみ出しが大変な方にお手伝いできるよう、町としてどのような支援対策があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 萩原議員のご質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、高齢化により運転免許証を返納しご自分で運転ができない方や、体調が優れない方などがごみ出しに苦慮しているのは、重要な課題と認識しております。

当町におきましては、ごみ出しの支援として、ごみ出しの支援だけではないんですが、にしあがつま福祉会に委託しているホームヘルプサービスがございます。これは、ごみ出しに限らず、家事全般をサポートするサービスであります。

また、試験的な実施ではありますが、社会福祉協議会のボランティアによるごみ出し支援がございます。

ごみ出し支援は、単なる生活支援にとどまらず、地域共生社会の核となる取組と考えております。これからは、行政による公助だけでなく、地域住民同士の共助が軸となり、支援の持続可能性やコミュニティの再構築に大きく貢献することを期待しております。

萩原議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 4 番、萩原君。

○4 番（萩原広美君） 人口も多い、広い面積を持つ北軽井沢地区には、19か所のごみステーションがあります。

また、別荘観光客の方が多い影響から、元の研修センター跡地には24時間持込み可能なごみステーションがあります。友人や知人にたまにごみ捨てを頼まれることがありますが、曜

日、日時を考えずに持込みできるので双方助かります。

ほかの地区でもこのようなごみステーション増設のお考えはないでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 萩原議員の一番最初の質問が、どんなサービスがありますかという話だったので、まずそこを掘り下げていきたいなと思っています。

ホームヘルプサービスはご存じですよね。これは、長野原町独自のサービスなんですけれども、要介護認定を受けていない方、おおむね65歳以上の独居の方、もしくは65歳以上の夫婦の方でも、高齢者だけの世帯の方であれば、先ほども申し上げたように、ごみ出しだけではなくて、食事のことだとか身の回りのこと、掃除や買物まで行う、多分他の町村ではない、僕はすごいサービスだと思っています。しかも、介護認定を受けていて介護のホームヘルパーを頼んだときと同じぐらいの金額ぐらいでできるものです。

さっき掘り下げたいという話をしましたので、これをごみを困っている人にご案内してあげれば、週に1回ぐらいしか使いませんが、かなり助かるんじゃないかなという、私はそういう考えありましたが、3問目の質問で、そこで、そのサービスでは何か不満があるのかどうか萩原議員には聞きたいと思っていまして、もし差し支えなければご意見として聞かせていただきたいと思います。

また、社会福祉協議会で実験的に行っているごみ出し支援というのは、先ほど申し上げましたけれども、中には知らない人にごみ出しを頼むのは嫌だという声がありました、実際に。確かに、ごみというのはデリケートかつセンシティブなものであって、個人情報も含まれています。だから、そういう声が出るというのは私も理解できます。

なので、先ほど議員も近所の人に頼まれるという話がありましたけれども、おじいちゃん、おばあちゃん、私のと一緒に持って行ってあげるねというような共助の精神を復活させることが僕は、実は一番大事なことはないのかなと思いました。

ただ、ホームヘルプサービスに関しての意見はいただきたいということと、あと、北軽のような収集場所を設置するかどうかということに対しては、今の段階ではないです。

なぜかという、令和12年に新しく6か町村が共同設置する焼却場ができます。それは、今、急ピッチで建設計画進めていますけれども、それと同時に、ごみの出し方、あるいはごみの分別とかというの、早急に組み上げていかなくはない部分があるからです。

なので、それをきっかけに、我が町のごみの出し方、あるいはごみの支援というの、同時に考えていくいい機会だと思っていますので、その方向性等を見据えてやっていきたいな

と思いますので、ぜひともよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 4番、萩原君。

○4番（萩原広美君） ホームヘルパーサービスで65歳以上、または65歳以上ご夫婦が使えるということは、要支援でなくても使えるんですか。

○町長（萩原睦男君） ご存じではないんですか。

○4番（萩原広美君） 私は要支援でないと使えないと思っていたんですけども、ホームヘルパーの支援というのが……

○町長（萩原睦男君） 使えます。

○4番（萩原広美君） それは申請すれば、全然、簡単にというか……

○議長（黒岩 巧君） 一問一答ではないので、まとめて質問してください。

○4番（萩原広美君） はい。

私は、そのホームヘルパーサービスというのは、もっとすごい大変だと思っておりました。

それと、北軽井沢で、区で今ごみ出し支援の話がやはり持ち上がっておりまして、そのときに、ごみ出し支援がありまして、80歳以上の世帯を組んだ場合、64世帯あると聞いております。昨日、たまたま会議がありましたが、それに町として共有できたらいいかなと思って、今回一般質問に上げました。

5月に、安中市でも、週1回無料でごみの収集と声かけを7月から試験的に行い、10月実施ということがありましたので、長野原町でもこのようなことができないかなと思って一般質問をいたしました。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 確認してもいいですか。野村課長、何条でしたっけ、ホームヘルパーに対する条項、規定。さっき、要支援者じゃなくてはいけないかという、初め要綱つくったときの、1条、4条、言っていましたけれども、に該当のある方という形でつくりましたけれども、その条項が、後日、後になって、要支援者というのがその2項に加わったことによって要支援者という言葉が出てきていますけれども、長野原町のホームヘルパーに対する案内の仕方というのは、あくまでも65歳以上の方ということだけです。もしくは、町長が認める、これはいろんな要綱でも使っていますけれども、という方が受けられるとされていますので、65歳以上の単身あるいは、どちらも65歳のご夫婦の世帯であれば、そのホームヘルプサービスというのは使えることになっています。ただ、使う方が数が少ないです。

なので、議員の皆さん、多分そういうアドバイスというのは、ほかの議員の皆さんもしているんだろうと思いますけれども、僕はそれを使ったらとても便利なんじゃないかなというふうに率直に思いました。

それと、先ほど、広域で行っているごみ処理場、これは、これをやることによって、地域におけるごみの処理の在り方を真剣に考える、大きな転換点になるというふうに考えています。

当然のことながら、令和12年、その処理場が完成する頃には、今よりももっとごみ出しが困難な方が増えていくんだろうなということを考えると、今このタイミングで思い切った施策を打ち出すことも考えられるかもしれませんが、でも、どうしてもこういう事業に関して出てくるのは、マンパワーの問題が出てくると思います。特にこんな小さな町であれば。

そう考えると、さっき議員がおっしゃったように、地域の力とか、ボランティア、あるいは支え合いの心というのが必要不可欠になってくるはずです。これはまさに、先ほど杉崎議員のときも申し上げましたけれども、地域コミュニティ構想に盛り込んでいくべき事案だと私は今思いました。

いずれにしても、この広域連携によって焼却場を造る、まさに最大の事業でありますので、地域の皆さんが安心してごみを出せる環境を整えていきたいと思っています。議員の皆さんの意識や行動も、多分、試される一大事業だと思いますので、ぜひともご理解をいただいて、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁といたします。よろしくお願いします。

◇ 富 澤 重 男 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、6番、富澤重男君。

〔6番 富澤重男君 登壇〕

○6番（富澤重男君） 議長の許可をいただきました。

通告書に従って質問をさせていただきます。

昨年、12月定例議会冒頭、不祥事件発生の責任を取り、次期町長選に出馬せず、任期満了にて退くとの発言がありました。首長の発言です、大変重みのあることと理解しております。

トナー横流し事件はほぼ解明され、再発防止策も示されました。

しかし、入札工事発注での不正支出事件は、資料を押収され、未解明とのことでした。

全容の解明、原因の究明、再発防止策など重要な責務であると認識しております。町民への説明、議会への報告など、どのようなお考えなのか質問いたします。

また、新たな責任などは生じないのでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 富澤議員のご質問にお答えいたします。

建設工事の変更契約に係る公金詐欺容疑による元職員の再逮捕につきましては、警察による内部及び外部捜査の結果、立件には至っておりません。

なお、刑事上の責任について、これは、さっきの建設工事に関わるものではないものです。刑事上の責任については、町は全面的に捜査へ協力をしており、現在も刑事裁判の結果が出ていない状況でありますので、事件の全容についてのコメントは差し控えさせていただきます。

なお、再発防止につきましては、先ほど富澤議員がおっしゃったように、当時における事件の状況を含め、以前の懇談会でご説明したとおりでございますが、性善説による慣習を見直して、組織体制で公金及び公物の管理ルール、チェック体制強化を徹底することで、再発及び予防に努めておりますので、富澤議員をはじめ、議員各位のご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 6 番、富澤重男君。

○6 番（富澤重男君） 次に、副町長の処遇対応についてお尋ねいたします。

イノベーションを起こす、あるいは人材の育成をするとの理由で、町長肝煎りで任命いたしました。任期はまだあるかと思慮をいたしますが、行動を共にするなどのケースもあるようですが、本人の意思を尊重するのでしょうか、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） さっきの質問が何か途端に途切れて違う質問になってしまった感じなんですけれども、副町長というのは、任期が定まっております、あと2年弱あると思います。それに対して、私がどうのこうのというこの場で意見を述べる席ではないと思いますので、それは控えさせていただきたいと思います。

それと、もう一度、念を押してお話ししますけれども、これは、議場ではなくて議員の皆さんにはお話ししていたはずで、懇談会等では、事件の内容は、それまでの事件の内容を

お話しして、全て裁判で決着をついたときにもう一度皆さんにはお伝えさせていただくと、それは申し上げておりましたので、いつ、あと何回で終わるのか、あと2回ぐらいで終わるのかなというふうに想像はしていますけれども、そのときしっかりと説明をさせていただきますけれども、先ほど、建設業との不正という言葉がありましたけれども、確かにそこに対して嫌疑がかかって逮捕までされましたけれども、警察が捜査をした結果、事件にはならなかったということです。

我々も内部的な資料は、我々はチェックできますので、その内部的な資料は不備はなかった。その外部のことというのは、私たちの知る由もないので、今そのことに対しては何も言えません。

ただ、それ以外の詐欺の事件、あるいは窃盗の事件に関しては、議員の皆さんにも説明しているとおりでありますけれども、それに関しては、先ほど申し上げたように、まだ裁判が執り行われているところなので、私の安易な発言がその裁判に影響してしまうとまずいので、ここでは差し控えさせていただきたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 6番、富澤君。

○6番（富澤重男君） 了解しました。

次に、最後ですが、副町長のことなので本人が決めるということだと思んですが、今年度も研修費用として二十数万円ですか、予算が承認されております。ぜひ、そっちの1年間勉強していただきまして、無駄のないように生かしていただければというふうに願って、質問を終わります。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） ちょっと時間をください、困惑していますので。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） さっき、困惑しているというふうに申し上げたんですけれども、今本当に困惑しています。

富澤議員は、何か、融和を目指しているというお話を常々しているというのは聞いていますけれども、まず、今回何を意図として、今回この質問をされたんだろうかと、結構、富澤議員らしくないなというふうに感じました。誰かに言わされているんじゃないかなと勘ぐってしまうほどです。

一般質問というのは、私のほうから議員に聞くことができないんで、結局、その意図を問いただすこともできないですし、結局今つかめていけませんので、感想のような形になってし

まうと思うんですが、今の富澤議員の質問を受けて、何が言いたかったのか分からないので、感想のようなものになってしまいますけれども、述べさせていただきます。

例えば、事件のことはお話しすると言いながらも、この一般質問の席であえて聞いてきたということを捉えて、例えばですよ、富澤議員が萩原町政に対して反対派の議員であったとした場合、今、世間で私に対して、町長を辞めないでくれという慰留をするような声が盛り上がっていますので、それが気に入らない、阻止したいという行動、今回その質問をしてきたというのであれば、私は合点がいきます。

逆に、さっき副町長の話も出ましたが、私が12月に発した、次期町長選不出馬の発言の撤回を促しているのだとしたら、その融和を目指している議員の発言としては、それも理解できます。

現に、富澤議員以外、多分、6名か7名、7名だったと思う、これ定かじゃないですけども6名は確実です。6名の議員の皆さんからは、撤回や慰留を促す温かい言葉をいただいております。

これは、議場でお話ししたので今も言いますが、牧山議員に限っては、私が発言した直後に、この議場で考え直すように諭されました。

ほかにも責任がないのかという話をされましたけれども、私のもとに届く言葉ですよ、これは全てじゃないです。

そこまでする必要なかったんじゃないかという種の言葉がほとんどです。

でも、まだその責任のことを追求する、富澤議員の言葉というのを、本当に私には理解できませんでした。なぜならば、富澤議員にも私は支援を受けているというふうに思っていましたから。

なので、感想と言いましたが、私の気持ちは全く変わっていませんけれども、富澤議員は、じゃ、すぐにでも私が辞職しなければ納得されないのか、それとも来期も町長を続けてその責任を町長として全うしろと言いたいのか。

いずれにしても、この議場で、しかも議場の外でしっかりと議員の人には説明をさせていただいて、その後、町民の皆さんにはしかるべくご報告させていただきたいと申し上げているのに、ここでお話しをされた、まさに議員としての責任を取られるステージでの発言なので、これはよく取ってですよ、もう一度萩原睦男はしっかり考えろと、人生の先輩としての助言であったというふうに今回受け止めさせていただいて、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○6番（富澤重男君） 議長、先ほどの件について追加の発言よろしいでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 許可します。

6番、富澤君。

○6番（富澤重男君） 先ほど、まず、何点か指摘がございました。

追加の責任はどうかというようなことなんですけれども、暮れの時点で、全容が解明されました後のことはまたその段階で皆さんに報告しますというようなことだったと思います。6か月たって、まだ、なかなかそういう進行の度合いがはっきりしないものですからお尋ねいたしました。

誰かに頼まれたのかというような発言もありましたが、一切頼まれていませんので、私の独断で話を進めてまいりました。

それと、町長が辞めるとか辞めないとかそういう話については、先ほどもお話ししたとおり非常に重たい発言、町長自らが判断することだと思っております。

それで、さらに、ほかの責任という話もありましたが、こちらのほうにつきましては、新たな事実が出てきたとすれば、また、責任問題が何らかの形で出てくるのかなということでお尋ねいたしました。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員の皆さんに懇談会でお話ししたから、出てきたものに関しては同じ類いの公物・公金詐欺1件、合計4件の事件のみだけです。そこまでしか私の口からは言えません。

それが、じゃ、どういう形での判決になるかというのは、私でももちろん言えませんし、これから出てくるというものなので、それはそのときにお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時、13時に再開します。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時58分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◇ 浅 沼 克 行 君

○議長（黒岩 巧君） 一般質問、次に、9番、浅沼克行君。

〔9番 浅沼克行君 登壇〕

○9番（浅沼克行君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問事項ですが、国は行政文書のペーパーレス化を推進していますが、長野原町の取組と進捗についてお伺いいたします。

平成31年3月に、国は行政文書の電子的管理についての基本的な方針を策定し、紙から電子へ転換する考えを明確に打ち出しました。この動きは全国の自治体に波及し、あらゆる行政文書を電子化にする取組が広がりつつあるのではないかと考えます。

この方向の中において、長野原町の取組と現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

国の方針として、内閣府が行政文書の電子的管理についての基本的な方針を策定し、デジタル化の方向性を示して、ペーパーレス化が進められております。

当町におきましては、過去の紙公文書は管理システムを活用し、保存場所などの管理を行っておりますが、デジタル化について具体的には、費用対効果の精査や実施計画の策定の検討が必要であると考えます。

また、現状では、工事請負等の電子入札の活用や、タブレット端末による会議の実施で会議資料などをペーパーレス化を進めているとともに、4月からは、デジタルを活用した住民サービスとして、マイナンバーカードを利用したマルチコピー機による各種証明書コンビニ交付手数料を一律1通10円の事業を開始し、役場窓口での行政手続の簡素化を行っております。

行政におけるペーパーレス化は、業務効率の向上及びコスト削減並びに環境負荷の低減や

セキュリティの強化に加え、職員の業務負担軽減といった多くのメリットをもたらし、書類の紛失及び情報漏えいのリスク軽減が図られると考えます。

今後、令和7年度施政方針の8つの目標で掲げているデジタル化の推進とともに、ペーパーレス化を浸透させ、町民の皆様が便利と感じていただける事業を拡充してまいりますので、浅沼議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） 町長の今の答弁で、大体の方向性というのは分かりました。

その中で、私、日頃から思っているんですけども、紙文書で今までほとんどやってきたわけなんですけれども、そういう中で、一番の問題というのは、紙をいかにして保存するか、保存場所、そういったものが年間という莫大な量になって、それが、5年、10年ということになると、非常に、その場所についての維持管理といったことが問題になってくるのではないかと思います。そういったことも、やはり、ペーパーレス化の一つにつながっているのではないかなというふうに思っています。

私、感じている中で、長野原高校の手前に、元の長野原の住宅、旧住宅が何戸かあるんですけども、多分、その中にも、昔の文書とかかなり保存してあるのではないかなというふうに思います。

そして、やはり、あそこの中、いじっている様子というのは全然ないんですけども、通常、今までの文書の保存期間というのは当然あると思うんですけども、やはり古いものから処分していく、そういったことは常に必要なことではないかなと思います。

そういった処分等は、現在なされているのかいないのか、その点について伺います。

そして、また、災害とか、保存とか、盗難とか、そういったこともかなりの問題になってくることではないかなというふうに思います。

ペーパーレス化になることによりまして、電子化によりまして、そういったことのマイナス面はなくなってくるものだなというふうに理解しています。

しかしながら、電子化することによりまして、デメリットといいますか、セキュリティ対策、そういったものは常についてくる問題だと思っています。新聞報道、テレビ報道におきましても、大企業での抜き取り、最近では、銀行、証券会社、そういったところが中身を抜き取られて、個人的なマイナス面を生じているといったことも報道されています。決してそういったことがあってはならないことかと思っています。

そのようなことにつきましては、どのような対策を現在取っているのか、このことと、中

身が消えてしまうといった問題、出てくることだと思います。それについては、やはりバックアップ取っておくといったことが常に必要かなと思います。１、２、３とその重要さにおいて、そのバックアップを取るとか、そういったことを対応をしていくといったことも、これから必要かなというふうに思います。

それとともに、役場においても、各課において、やはり、状況がいろいろ違ってくことは当然あると思います。そういった中で、各課の対応といったことはどのようになされているのか、それとともに学校と町の公共施設については、どのような対策で、今後なされているのかお聞きしたいと思います。

そして、先ほど星河議員の質問の中で、町長からも話が、広域、郡内でのことの話が出ました。そういう中で、しばらく年月たつんですけれども、広域において電算化といったことが行われてきました。これについて、町もかなりの予算が圧縮できたというふうに、私思っています。そういう中で、こういった文書のペーパーレス化について、広域での対応といったものは、今後、できるのかできないのか分かりませんが、そういったことができるのであれば、町長のリーダーシップを持って進めていってもらいたいなというふうに思っています。

なかなか、このことについても、ここでいいんだ、これだけやればいいんだという答えというのは、なかなか出てこないかもしれません。しかしながら、現実問題として、１年たった、２年たった、３年たった、その時点において、ここまで進んだんだよ、ここまで、今まで考えていなかったことがここまでなったんだよというふうに、なってもらえればいいのかというふうに思っています。

何点か質問がありましたから、その点について町長の答弁をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員のご質問にお答えしたいと思います。

これからの行政文書をどうするかということと、これまでの大量の行政文書はどうするか、この２つがあって、恐らく浅沼議員がおっしゃっている、この平成31年３月に出した国の方針は、これまでのことを問題視をして言っていることだというふうに私は理解しております。

簡単に言いますと、まだ、長野原町は、これまでの文書に関しても、デジタル化というか電子化に関しては全くできておりません。なので、その電子的な管理ができていませんから、保存期間、何年もいろいろ書類によっては違いがあると思うんですけれども、その保存期間を過ぎても、まだ倉庫に眠っているということもあろうかと思っています。

長野原町でさえ、先ほど議員ご指摘のように、保管倉庫が足りなくなっているという現状があります。なので、オークワテラスの2階を倉庫として利用するというお話をいつかしたことがあると思いますけれども、そういう考えもあるんですが、これ、先ほど広域の話もありましたけれども、群馬県全体の行政文書ということを考えると、長野原町だけだってこの倉庫が足りないという話なので、群馬県全体の行政文書ということを考えると、天文学的数字になってくるというふうに考えています。

ただ、それを、市とか県レベル、人が多いところで、それを職員が進めていくということはあるのかもしれないんですけれども、当町みたいに小さな自治体が、その作業を自治体の職員がやっていくということを考えたとき、私が見ても到底できることではないというふうに考えています。じゃ、どうするかという話なんですけれども、私は、外部委託しかないというふうに考えています。

本当に、これタイミングがいい質問なんですが、昨年、行政文書の電子化をビジネスチャンスというふうに捉えて動き出している企業があって、そことの出会いがありまして、数か月前から情報のやり取りをしております。私の思いは、その企業とかに電子化を委託するだけではなくて、群馬県全体の電子化をする拠点を長野原町に持ってこようかなというところまで視野に入れて、今動いているところです。

本当に、これタイミングいいんですけれども、九州でその事業を始めている企業が、もう実際にあるんですね。それを聞きましたので、来週です、日帰りで九州まで、その会社、取組を視察に行つてこようと思つているところです。

でも、私の中ではまだ答えは出ていません。さっきのセキュリティーの話だとか、そういう未解決の部分もありますので、まずは九州でもう始めているところであるので、それを見に行つてこようと思つています。

そういう大量の保存文書、保管文書に関しては、もう少し周りの様子を見るとか、慎重に進めていくべきだと私は思いますし、ベストな処方を探っていきたいと思つていますけれども、先ほど、証明書1通10円を何とか、タブレットで買えるよなんて話しましたけれども、そういう簡単にできるということは、スピード感を持って進めていきたいと思つています。

1つだけ確認なんですけれども、議長、1つだけ確認というか、質問じゃない、浅沼議員は、この電子化に対して賛成なのか反対なのかだけ教えてもらつて、次の質問をいただくと、私の答え方も変わってきますのでお願いします。すみません。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） 町長から、今、非常に新しい話が出ました。

外部委託、やり取りをしている、そして県全体の拠点を長野原町に持てきたい、そして、現実問題として、九州にその業者があつて、そこまで視察に行くといった具体的な話も出てきました。これは、非常に前向きな状況かなというふうに思っています。そして、町長、今、私はそれに賛成なのか反対なのかという声がありました。

私、これについて賛成、反対ということはできないと思っています。やはり、紙は紙で重要な点があつて、これを全くなくすことはできないし、非常にデジタル化というものも、これは避けて通れないものだと思っていますので、これについて賛否を言うことはできません。

そのような意味で、私が最終的に思っていることは、役場の組織は組織なんですけれども、その組織中だけではなく、町民に、このことを受け入れられる町民の皆さんもある程度できることは電子化していく、そういったことから、地域全体でやはり取り組んでいかなければならない問題であるのかなというふうに思います。

我々は、はっきりいってアナログ人間でございますので、なかなかそこまで全部デジタル化というふうにはいかないかもしれません。しかし、これからの人間は、全てそういったものが子供のときから関係していますので、非常に進みやすいのではないかなというふうに思っています。

そんなようなことを踏まえた中で、ぜひとも、今後の方向性といったものを出していつてもらいたいなというふうに思っています。ぜひ、町長には、先ほど町長の話がありましたが、県全体の拠点といったものをこの町に持ってくるように、ぜひリーダーシップを発揮して頑張ってもらいたいなというふうに思っていますが、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） ありがとうございます。

ごめんなさい、私、浅沼議員は電子化に対して反対だと思っていたので、賛否どちらもないという話だったので、少し私も勇気づけられたので、話をそっちのほうに振ってお話したいと思っているんですけども、議会でのタブレットを導入して、もう1年以上たちましたよね。

ただ、いまだに決算書と当初予算書に関しては、デジタルと紙と両方の提供になっています。役場職員にとったら、まさに、決算書だとか、当初予算の予算書だとか膨大な量なので、まさにそれこそデジタル化をしたいという思いだったんです、思いだと思います。どちらも出しているということは、紙だけのほうがよかったんじゃないかという考えもあるんです。

業務がそれだけ2つやらなければならないので。なので、私も、本当、議員の皆さんに言いづらかったんですけれども、議長がそういうのをおっしゃってくださるのであれば、もう1年もたっているので、9月の議会からは決算書、全てペーパーレス化でやらせていただけるように、議員の皆さんには、本当に心からお願いを申し上げたいというふうに思っています。それか逆に、ペーパーだけに戻すとか、それは本当をお願いをしたいと思います。

さっき、浅沼議員が、私はアナログ人間なんだからという言葉ありましたけれども、政治家だったら、アナログ人間だってできるんだということを町民の皆さんに見せてほしい、その背中を見せてもらいたいんですよね、それは僕の思いです。

なので、さっきできることはスピード感を持って、今まで、その大量に積もっている、それはセキュリティとかも兼ねて、まだ、長野原町に誘致できるかどうかは別として、慎重にやっていかなくてはならないところはあるんですけれども、この議会の、まさに町民の皆さんに模範を見せる我々にとっては、まずはここから、完全にペーパーレス化したんだよということを町民に示していくということは大切なことだと思いますので、そこは、町長として、議員の皆さん全員をお願いをしたいなと思います。

話をずらしましたがけれども、私の思いは答えになっていると思いましたので、それで答弁に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○9番（浅沼克行君） 議長、関連なんですけれども、いいですかね。

○議長（黒岩 巧君） 許可します。9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） 町長の話が出たので、私もそのことを言おうと思ったんですけれども、言い忘れてしまったんですけれども、やはり、予算書、決算書、これについて、かなり膨大な量なんですけれども、これは承知しているんですけれども、これを、じゃ、全部デジタル化して、このタブレット化すれば、従来と同じようにできるかという、私の技術ではとてもできないんですよ。従来のように、問題点、質問点を選び出して、付箋を貼って、そしてその中から質問をしていく、そういう旧態依然のやり方なんですけれども、それでないと今のところできないかなというようなこともあります、これだけ分厚いものに関しては。そのやり方を教えてもらう必要がこれからあるのかなという気がします。

そういったことをぜひ踏まえた中で、今後の予算書、決算書については、それとともにペーパーですと、そのところに書き入れ、書き込みができるといったことが、非常に、今までのことなんですけれども、これは便利なことだなんて、こういったことは具合がいいなというふうに常日頃思っているんですけれども、そういったことも今の技術をもってすればで

きることはないかなというふう思うんですけども、私、現状ではできないので、ぜひその点も理解してもらいたいなというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） ありがとうございます。

気持ちよく分かりました。

ただ、さっき言った、電子でも付箋つけられますし、コメントも入れられるので、私は、逆に、紙ベースだと追いつかなかったです。議員の皆さんが言っているところを探し当てられないこともありましたが、ぺらぺらめくっていると。ただでも、タブレットになってからそういうことが全くなくなりました。

でも、どうしてもやったことがないことだと、これは年齢じゃないと思います、誰もが、苦手意識だとか、僕にできるんだろうかという気持ちが走ってしまうので、恐れてしまうところ、引いてしまうところあるんですけども、やってみれば本当に簡単なことなので、まさに、今、議員の皆さん、議会改革というのを進めているところというふうに聞いておりますけれども、杉崎議員に振るとまた嫌な顔をするかもしれませんが、杉崎議員を、何か講師、リーダーになってですね、そのあたりのところも、この議会ですべて進んでいくようなということは、僕は、町民に対しての、まさにいい発信になるというふうに考えますので、そのあたりも含めて、議会改革も含めて議員の皆さんにはお考えいただくことをお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） ただいま、浅沼議員の質問の中で、決算書、予算書という話がありました。そこ、私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

タブレットを導入するに当たり、去年の6月から本格的に導入になったわけですが、その前の段階から検討しているときに、予算書、決算書については、タブレットの扱いが慣れるまでは、ページが飛んだりすることは非常に難しい、当面は、紙の予算書、決算書を用意していただきたいということを議会内で決めました。

その当面はということで、いつまでということは限ってきかなかったんですけども、さっき町長おっしゃったように、大分たつといっても、実際は去年の9月決算と今年の3月予算のときの2回だけなんですね、紙と両方用意していただいているのが。

それをどこまでというのは、今後、また議会内で検討させていただいて、いずれはタブレットだけにという方向は皆さん向いていると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

◇ 牧 山 明 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、10番、牧山明君。

〔10番 牧山 明君 登壇〕

○10番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項は、地域の他の医療機関と連携して西吾妻福祉病院の拡充をということでさせていただきます。

スタッフの確保の難しさや、診療報酬の据置き引下げから入院患者の受入れを休止する中、長野原町内では、西吾妻福祉病院が唯一入院の受入れのできる病院となりました。地域の医療を量的、質的にも、維持、拡充していくために、地域の他の医療機関との連携が不可欠と考えます。西吾妻福祉病院の方針についてどのように考えているか、病院管理者である町長の考えをお聞きます。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、昨年11月末をもって、町内の医療法人が入院を休床されました。そのことにより、町内の医療機関で入院を受け入れられる施設は西吾妻福祉病院のみとなり、地域の中核病院としての役割はさらに高まりつつあると認識しております。

からまつ荘との入院連携を行っていた町内医療法人の休床により、新たに西吾妻福祉病院がからまつ荘との入院等連携を開始しております。

また、群馬大学附属病院と、救急医療としては県内初の導入となった診療システムGスペースを活用した連携が行われており、専門医による診断や診療のサポートをリアルタイムで受けることが可能となりました。

さらに、産後ケア事業においては、助産師等の専門的知見による心身のケアや育児サポート、相談などを提供し、産後安心して子育てができるように、他機関と連携をして行ってお

ります。

公立病院の厳しい状況は、様々なところで報じられておりますが、効率的かつ質の高い医療、安心安全な医療を提供するために、他機関との連携を進めることは、今後の病院運営にとって重要なファクターとなることを考えていますので、牧山議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 今、福祉病院の病床が74床かと思います。

町内の他の2の医療機関が入院の受入れを休止したことで、今後も、福祉病院に入院を希望する人が増えてくるのかなというふうには予想しています。

もう一つ問題は、昔のように療養病棟がなくなってしまったので、医療的なことが必要でなくなった方とかを受け入れるところが、なかなかなくなってくるということが起きてくると思います。

そして、そういう方たちの選択は、遠くにあるそういう人を受け入れる病院か、在宅で療養するということになるかと思うんですが、大きな問題として、介護とかということに関して、訪問介護の診療報酬が下げられてしまいました。そのことから、全国的には、介護事業所が成り立たなくなって、数がどんどん減っているという事態に陥っています。

群馬県内では、資料を見るんですけれども、高山村が既に訪問介護をする事業者がなくなっています。1つしかないというところが、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、片品村、川場村、板倉町となっています。

幸い長野原町は、役場にお伺いしたら4事業者もまだサービスを提供できる場所がありますが、診療報酬が大体、率にして2.3%引き下げられている中で、介護事業者も相当大変になっているということが言われています。

今後、その福祉病院を充実させ、さらに何年か前から言われてきた地域包括ケアシステムの構築には、最後どこで療養をしてというところまで考えていかななくてはならないというふうに思っています。

それについて、町長の福祉病院に対する明確な方針をぜひ聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員も、議員としてもう長いですから、行政の仕組みを熟知した上での質問であるということを理解して、今回回答弁させていただきたいと思います。

もっと砕いて言うと、私が先ほどまでに、結構私の思いを前面に出して答えていましたけれども、この質問、管理者、病院組合の管理者と町長がたまたま同じだから、こういう雰囲気になってしまうんですけれども、管理者としてお答えできるのは、例えば、組合議会でオーソライズできていないことだとか、ましてや、組合議会で私が口にしていないことをこの議会で言うことは考えられませんので、その上で答えられる範囲で答えていきたいなと思っています。

まずは、皆さんにももう一度、よくご存じのことだと思うんですけれども、もう一度理解してもらいたいことは、西吾妻福祉病院の一番の存在意義、これは何だかという救急であります。それは、何が何でも残していこう、これはもう10年、私11年もやっていますけれども、もう何度ともなく4か町村で議論をして、その大義として掲げてきたものです。ただ、議員もご存じのように、救急を維持するためには莫大なお金がかかります。そして、構成町村の4か町村全てがそのためには、覚悟を持って守っていこうということも共有されてきています。

また、吾妻全体を考えますと、救急医療に関しては、原町赤十字病院と西吾妻福祉病院、これ双方が補完し合っているような、今、感じです。

ただ、近年の医師の働き方改革も言われ、叫ばれ始めてきたのを、それを考えますと、これは西吾妻福祉病院の管理者としてではなく、町長として日赤病院とのさらなる連携というのは、これは必要なことだろうと思います。

さっき、介護の報酬の改定のこと、話も出ましたが、それを西吾妻福祉病院に、ややこしくなってきたんですけれども、西吾妻福祉病院の管理者として、そこをここで明言することは難しいと思います。ただ、介護の診療報酬を下げられた、結構微々たるものなんですけどね、でも、私もこの改定はいい改定じゃなかったと思っています。

なぜならば、これは利用者目線に立った改定だったと思うんです。利用者にとっては安くなるんですからいいんですけれども、例えば、20分のサービスの中で10円も安くなっていないんです。だから、それは利用者にとって、それは1円でも安ければそれは助かるんだと思いますけれども、それほどの満足感を得られないのに、ちりも積もって、経営をしているほうにとっては、これはモチベーションの下がる改定だったんだろうと思います。

先ほど、地域包括ケアシステム、これは、どこの地域も完全にこれだというのが構築できているところは少ないと思うんですけれども、長野原町というか、私は西吾妻地域、もっといえば吾妻地域全体で考えていくべきだということを最初から言っていましたけれども、

その拠点に西吾妻福祉病院になるということは、これは長野原町長として、確実にその拠点になるということを確認していますので、そういう方向で、これは町長として、取り組んでいきたいと思っていますので、ぜひとも牧山議員にもご指導いただければというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 病床数を減らすというのが国の方針で進んできています。しかし、療養型病床がなくなって、今まで受け入れてくれた町内の2つの病院が、入院受入れを休止しているということになると、総数としてはかなり少なくなってくるという状況は間違いないと思います。

しかしながら、じゃ、本当に病床を減らして、その需要がこれから減るんだろうかということなんです。団塊の世代の方が、そういう入院とか介護とか必要になるのはこれからですよ。

そういうことを考えると、福祉病院をまず拡充して、病院が経営を健全化できて、さらに患者数が増えていくような状況に持っていかななくてはならないというのが一つあると思います。

聞くとところによると、整形外科の先生が非常勤ですけれども、毎週今来てくれているような話を聞いています。

前々から言っているように、高齢者の多いこの地域では、整形外科の常勤医がいることで、例えば、あそこにあるリハビリテーション課がさらに仕事が増えて充実してくるということはあるかと思います。そういうところに意識して、ぜひ、福祉病院を拡充に向けて取り組んでいただきたいと思います。

なかなか、確かに、その一部事務組合なので、ここで直接いろいろ言っても、町長は、答えには苦しむことは理解していますが、やっぱり、半分長野原町がお金を出して造ってやってきた病院で、我々ができるのは、組合議会の議員ではないので、この場で町長にそういうことを頼みながらやっていかないと、何もできないというふうに考えています。

そういう観点で、今特老に入るには、要介護が3以上という条件があります。では、その3にいかない人たちが西吾妻福祉病院に入院できなくなったとき、3か月たつとどこか転院しなくてはならないというのがありますよね、それ以上いても国の診療報酬が来なくなってしまえば、病院としては経営になりませんので、そういう方たちが一体どこへ行けばいいのかって、今までは近くで行けていたところが、さらに遠隔地に行くとか、あるいは在宅で療

養しなければならないというところに行くかと思います。

そうしたときに、都市部で、例えば、介護事業者がサービス付高齢者住宅みたいなマンションみたいなところに、大勢の高齢者がいて、隣から隣に行くのに1分もかからないところで介護サービスをやれているという事業者もあろうかと思いますが、確かにそこは、実績を上げ、利益率は上がっているのかと思いますが、この中山間地では、隣の家から隣の家までとても時間がかかります。でも、そのことは報酬には反映しないです。一日にやれる件数も非常に制限がかかる。

そういう中で、今4事業所がやってくれていますけれども、経営が成り立たなくなって、万が一撤退するようなことがあれば、本当に行き場がなくなってしまうということになるのかと思います。

ぜひそうならないように、町として方針を決めて、手を打ってやっていただきたいというのが今回の質問の趣旨です。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員、ありがとうございます。

今、ここでは、本当に申し上げられないと思いますけれども、西吾妻福祉病院の一部事務組合の管理者としてしっかりと方針は打ち出したほうがいいと思います、やらせていただきたいと思います。

町長として、あと、一番最初の牧山議員の質問の中には、他との連携というところがポイントだったと思うんですけれども、町長として、西吾妻福祉病院との連携、一番連携しなくてはならないのは、町長としてですよ、へき地診療所だと思っているんです。今、まだ、いい連携をしているとは言えませんので、そこは町長としていろんな連携、よりよい連携ができるというふうに考えておりますので、そこは模索していきたいし、議員の皆様、あるいは町民の皆様からの声も、これに関しては聞いていきたいなと思っています。

さっき、介護施設が4事業者って話ししましたがけれども、病院もへき地診療所入れると4病院この町にはあるんです。この5,000人規模で、介護施設が4施設、病院が4病院あるというのは、あり得ないぐらい実は恵まれているというか、恵まれているんです。

でも、それが当たり前になってしまっている今、再度、これは、本当に管理者として、本当に情けない話かもしれませんが、西吾妻福祉病院の存在意義というのをもう一度しっかりと地域の皆さんにアピールをしていかななくてはいけないことと、地域の皆さんが、西吾妻福祉病院があつてよかったなと思える病院にしていかななくてはいけないことは、今ここ

では私が言えることだと思います。

ちょっと前のことを考えて、振り返ってもらいたいんですけれども、コロナ禍です、コロナ禍、うちの職員も金子医師もかなり頑張って力を発揮しましたが、西吾妻福祉病院がなかったら、検査とかそういうことも含めて、多分この地域は乗り越えられなかったと思います。

今でも、私は、西吾妻福祉病院があってよかったなというふうに振り返っていますけれども、ただでも、町民の皆さんにとっては、どちらかというに近い人間というのは金子医師です。金子医師のことは、すごく、何か、あの人がいなかったら困るという感じにはなっているんですけれども、西吾妻福祉病院はそういう思いになってない方が多いと思うんです。それは、私も責任を感じていますが、あそこなくなったら本当にこの地域はおかしくなってしまうので、そのあたりのアピールも含めて西吾妻福祉病院の存在意義を、まず高めていきたいなと思います。

その上で、いろいろな、ここでずばり言えませんが、町外の医療施設とも連携を考えていかないと、地域としてもたなくなってしまうので、そこは管理者としても町長としても考えていきたいなと思いますので、ぜひとも、ご助言というか、引き続きいただければと思います。

いずれにしても、地域包括ケアシステムを、あそこが拠点にならなければうそだと思いますので、そういう思いで見守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩いたします。

再開は1時50分、13時50分に再開します。よろしくお願いします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時50分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◇ 湯 本 宗 一 君

○議長（黒岩 巧君） 一般質問、最後に、2番、湯本宗一君。

〔２番 湯本宗一君 登壇〕

○２番（湯本宗一君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づき一般質問いたします。

観光事業を通じた地域活性化について伺います。

長野原町はその名のとおり南北に細長く延びている町で、日本の自然美と高原リゾートという２つの顔を持っていることが大きな魅力であると私は感じています。

さらに、浅間高原とハッ場ダムといった大きな観光の柱があり、地域活性化において、観光は有効な手段の一つでもあります。

地域資源の活用による魅力的な観光地の創出や、観光客の誘致などによる地域経済の発展は、地域活性化に大きく寄与するものであると考えます。

そこで、長野原町として、この先、５年先、１０年先の将来を見据えた中で、観光事業を通じての地域活性化について、どのような観光事業を展開し、地域の活性化を図る取組を行っていくのか、町長の思いや考えを伺います。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、長野原町の観光の特徴として、浅間高原エリアとハッ場エリアがあります。

浅間高原エリアでは、夏の平均気温が涼しく避暑に最適であり、キャンプなどのアウトドアや様々なアクティビティーを楽しめます。また、雄大な浅間山を望む高原地帯では、町の基幹産業である耕種農業や酪農業が盛んで、冬にはウインタースポーツも楽しめます。

ハッ場エリアでは、ハッ場ダムや溪谷が織りなすダイナミックな景観が魅力であり、新緑や紅葉の時期には多くの観光客が訪れ、ハッ場あがつま湖周辺の地域振興施設、水上アクティビティーや歴史ある川原湯温泉があるなど、両エリアを合わせると、一つの町でこれほど多様な自然と体験を堪能できるのは長野原町ならではの魅力であります。

議員ご質問の、５年先、１０年先の将来を見据えた観光事業と地域活性化についてでございますが、私の施政方針で述べさせていただいております浅間高原未来構想では、一昨年に北軽井沢のグラウンドを取得したことにより、住民センターやミュージックホールをも一帯的にリノベーションを施していく決意に至りました。

もちろん、観光客のための拠点施設として考えることは当然のことではありますが、地域の

野菜農家や酪農家の皆様のポテンシャルを最大限引き出せる拠点でありたいと思っております。これが、地域活性化につながるものと考えております。

さらに、施政方針の8つの目標の一つに、新たな観光スタイルの発信と教育旅行の誘致を掲げており、その重要な一翼をつなぐカンパニーながのはらが担っているというふうを考えております。町も引き続きつなカンと連携協力を図っていきたいと思っております。

観光だけではありませんが、これからは、地域内外の住民や地域内外の企業、そして行政が肩を組んで町づくりを推し進めていく時代であると考えておりますので、湯本議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） 町長の浅間高原未来構想について、本当にすばらしい構想であると思います。町の発展のため、町民の皆様のためにも、構想だけに終わらせることなくぜひ実行していただきたいと思います。

また、一方で、長野原町においては、町長の未来構想という壮大な構想とは裏腹に、少子高齢化が進む中で、活気や活力を失っている地域や地区もあるかと思います。

少し具体的なお話をさせていただきます。

まず、1つ目は、長野原草津口駅前周辺と、もう1つは、川原湯温泉であります。

私が学生時代、今からおよそ40年以上前のことになりますけれども、JR長野原草津口の駅前には、当時は長野原駅と申しておりましたけれども、お土産などが売っている食堂が2軒ございました。吾妻線の電車が長野原駅に到着いたしますと、多くのお客様が食堂に立ち入り、食事をしたり、お土産などを買ったり、和気あいあいとした様子が見受けられまして、本当に楽しい旅をしているんだなと感じたところでございます。草津温泉からバスで長野原駅に下ってまいりまして到着した際も、同じような光景が見られました。

次に、川原湯温泉のことです。

川原湯温泉では、駅から川原湯温泉までの間、当時は国鉄でしたので、国鉄の小型バスがお客様を乗せ、何往復もピストン輸送をしておりました。

当時は、長野原の人口も8,000人ほどだったかと思います。今では5,000人くらいでしょうか。今現在とは到底比較はできません。

当時の状況とは全く違うかもしれませんが、長野原草津口駅前周辺、そして、川原湯温泉周辺の観光客誘致を通じての地域活性化について、これからどのように進めていくのか、それとも現状のままなのか、町として、また町長ご自身の思いやお考えがあれば伺いたいと思

います。町長、いかがでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） いつも真剣で、いつもストレートで、何か、湯本議員の質問は本当に気持ちいいんですけども、私も、ですから、いつもストレートにお返ししているつもりなんですが、駅前をどうしたらいいかというのは前もって聞かせていただきたかったなというふうに思うので、今日は、そのことについて僕の考えを述べてもいいんですけども、まさに施政方針にも、町の計画にも、今年のね、駅前のことについて何も触れておりませんので、今日は変化球を交えて、湯本議員とは議論したいと思っています。

観光を主導するのは行政なのか、それとも民間なのかという問いです。これは、私の中でも答え出ていませんで、一緒に考えていただけると助かります。

近年インバウンド、私の記憶の中でも定かじゃないですけども、今年4,200万人ぐらいいくんじゃないかというふうに言われて、今でこそ、海外から見て日本というのは観光大国になってきたというふうに言えますけれども、これはもうつい最近のことだと思います。

今から30年前、私が海外を放浪していた頃というのは、海外から見る日本というのは、もう完全に観光発展途上国だったです。今、日本がやろうとしているスタイルというのは、欧米だとかオセアニアでは当たり前のことでした。そんな駄目駄目な黎明期の日本だったからこそ、多分行政が主導した、どういうことかっていうと、国がビジット・ジャパンなんて言葉を覚えてますよね、を打ち出して、そのときに観光庁なんていうのを設置して、あらゆる各国にビザの発給の規制緩和を行っていった。駄目駄目だったんで、行政が牽引して、それが結果的にうまくいったというふうに私は捉えているんですけども、これから、果たしてそれでいいのかなと思っています。

完全に、欧米とかでは、観光のイニシアチブを取っているのは民間なんです。

よく考えてみれば、長野原町だって、例えば、隣にいる梶野がいた会社だって、星河議員ごめんなさいね、星河議員がいる道の駅だって、町全く、全くと言ったら怒られますけれども、ほとんど口を出していないのに、すごい大きな成果を上げているんですよね。

もちろん、首長として大きな旗を掲げるというのは大切なことです。

でも、観光にとって、そのビジョンを行政が掲げているのがいいのかということを考えたときに、民間がビジョンを掲げたことに対して行政がどういう手助けができるのかということのほうが、何となくうまくいくんじゃないかというふうに思っているんです。

例えばですよ、今、水陸両用バスを委託している会社、名前は言いませんけれども分かる

と思いますが、今回、湖の駅のほうもやっていただくことになりましたけれども、国に対するすごく難しいこと、国との対応に対しては、私が自ら動いて解決をしたこともありました。けれども、あくまでも、彼らの夢、突き進むことをただ単に見守っているだけです、今。でも、あんな新規事業なのにもかかわらず、やってのけていらっしゃるじゃないですか。

僕は、人を育てるということを言い続けていますけれども、まさに観光で稼げる人、観光でこの地域を潤わすことのできる人を育てていくということが、私、きれいごとに聞こえるかもしれませんが、結果的にこの町の観光産業を育てることにつながるんだと思います。

長野原町って出たんで、これは言わないほうがいいかもしれないとも思っていましたけれども、補助金絡みのことがあるじゃないですか、果たしてそれでいいのかというその疑問は私も持っています。深くは言いませんけれども、お金じゃないんじゃないかって思います。答えになっていませんけれども。

川原湯のことについては、地域の中で、嘉納治五郎先生、本当に偉大な方ですけども、が川原湯を別荘として愛していたという歴史が残っているのに関して、今、川原湯の人たちで、それをメインに川原湯をもう一度盛り上げていかないかという声が上がっているんですね。それがいいことか悪いことかというのは私には分かりませんが、地域がこうやっていこうと今声を上げたところに、私はそんなの駄目だなんて言いようがないです。それにはどうやったら町として協力ができるかという考えにシフトしていますので、そういう力を助けていくということなんじゃないかなというふうに感じています。答えになっていませんが、よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） 最後に、私が常日頃感じていることではありますが、長野原町へ観光で来たお客様の動向、長年の印象なんですけれども、観光で来たお客様は、長野原町を通過、要するに通り過ぎていってしまうような感じをいたします。特に、公共交通機関を利用してのお客様です。

例えば、首都圏東京から吾妻線を利用いたしまして、ＪＲ長野原草津口へ到着、そのままＪＲバスに乗り換えて草津温泉へ。草津温泉では、観光、宿泊をされます。そして、次には、草津温泉から再びＪＲバスで長野原草津口、または、草軽交通バスで軽井沢へ向かって駅で列車に乗り換え、首都圏東京へ帰る。またその逆のケース、軽井沢から入ってきましてというケースもありますけれども、こういったお客様を何とか、長野原町で足を止めてもらう、

立ち止まってもらって、長野原町の観光を楽しんでもらうというようなことはできないものだろうか、いつも考えております。

町長が、今回の議会定例会初日、冒頭の挨拶の中で、日本最大級のヨガイベントが東京の神宮球場で開催され、川原湯温泉のPR、町の魅力などをPRされてのお話がありました。町長自ら長野原町のことを宣伝する、PRすること、これはすばらしいことです。町の魅力をPRするトップセールス、これは非常に大事なことでないでしょうか。

これからも、機会があるごとに長野原町の魅力をどんどんPRしていただきたいと思います。そして、皆様が、長野原町ってこんなにすばらしいところがあるんだと言っていたるように、情報発信をしていただきたいと思います。そのあたりはいかがでしょうか、もちろん、私もSNSなどを活用して発信したいと思います。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 先ほど、梶野と星河議員の話を出しましたので、その続きをしますけれども、確かに、長野原町というのは、ずっと通過点というふうに言われてきました。けれども、梶野がいたキャンプ場なんかとか、道の駅とかというのは、もう既に目的化してきているというふうに私は捉えています。

それは、私の力でも何でもありませんよね。そこで働いている人間が、当事者意識を持って、愛情を持って、誇りを持ってやった結果が今につながっているんだと思います。なので、やはり、それを起こすのは、行政のお金ではなくて、まずは、そこで生きている人間の思いだとかというところがスタートになるというふうに、今でも信じています。

さっき、2,000近いヨガイベント、こんなイベントがあるのかというふうにびっくりしましたが、それでも、そこで、スポットライトを浴びて、私は長野原町の宣伝をしてきましたが、もちろん首長として、そういうところでコマーシャルをしたりだとか、もっと言えば、さっきお金じゃないと言いましたが、国だとか県からお金を勝ち取ってくるだとか、もう何年も前になりますけれども、バンジージャンプ、私、飛んだんですけれども、あのときは全国の記事になりましたので、とか、去年は、やんばスカイランでゲストランナーとして階段駆け上がったりだとか、そういう営業だとか、広報・宣伝活動というのは、先頭を切ってこれから汗流していきたいと思っています。

まさに、バンジー飛んだときは、いわゆる、バズりました。SNS、具体的に言うと、当時ツイッターが物すごいことになっていました。それは、もう本当に、杉崎議員、その感覚

すごく分かると思うんです。そのことによって、長野原町ってどんな町だろうと思う人がいっぱいいますので、今回の北軽井沢に誘致するLCA国際スクールの誘致も、これ、全国的な今ニュースになっています。

そうやっていくことで長野原町をアピールしていくこと、それは、私がトップセールスマンとしてこれからもやっていきますけれども、さっきも、杉崎議員にも言ったんですけども、結構、本当、求める、求められること、議員の皆さんに多いんですけども、こうやって一緒にやっていこうぜという声を僕はもっと欲しいというか、湯本議員なんかは、恐らく議長に負けないぐらい町のイベントに顔を出してくださっていますよね。フェイスブックも、多分毎日のように発信しているというふうに僕は見ているんですけども、まさに私が東京なんかに行くときに、湯本議員なんかとは同行して一緒に、何かセールスしてもらいたいというふうに思うぐらいなので、ぜひとも、それはこちらのほうからもお願い申し上げたいと思います。

満足のいく回答じゃないかもしれませんが、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 以上で一般質問を終結します。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は議了しました。

お諮りします。本議会の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、令和7年6月第2回長野原町議会定例会の日程を全て終了しました。

定例会を閉会とします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

長野原町議会議長 黒 岩 巧

長野原町議会副議長 入 澤 信 夫

署 名 議 員 牧 山 明

署 名 議 員 湯 本 宗 一

署 名 議 員 土 屋 匡